平成15年厚岸町議会第3回定例会会議録								
招集	期	日	平成15年9月16日					
招集	場	所	厚岸町議場					
明明口吐	開	会	平成15年9月16日 午前10時00分					
開閉日時	延	会	平成15年9月16日 午後 5時15分					

## 1. 出席議員並びに欠席議員

議席	Π		名		出席〇	議席	rr.		Þ		出席〇
番号	氏				欠席×	番号	氏		名		欠席×
1	室	﨑	正	之	0	10	池	田		實	0
2	安	達	由	圃	0	11	岩	谷	仁的	总郎	0
3	南	谷		健	0	12	谷	П		弘	0
4	小	澤		準	0	13	菊	池		賛	0
5	中	Ш	孝	之	0	14	田	宮	勤	司	0
6	佐	藤	淳	_	0	15	佐	齌	周	=	0
7	中	屋		敦	0	16	竹	田	敏	夫	0
8	音喜	事多	政	東	0	17	鹿	野		昇	0
9	松	岡	安	次	0	18	稲	井	正	義	0
以.	以上の結果		出	席議	員 18名	<b>7</b>	欠席諱	. 員	0名		

# 1. 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
小	倉	利	_	髙	橋	政	_	

## 1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏		名		職	名	氏		i	名
町 長	若	狹		靖	特別養	護老人	盐	ш		₹A.
助役	大	沼		隆	ホーム	施設長	藤	田		稔
収 入 役	黒	田	庄	司	デイサ	ービス		ш	P#4	±.
総務課長	田	辺	正	保	センター	一施設長	玉	田	勝	幸
行財政課長	斉	藤	健		監査	委員	今	村		實
まちづくり	<del>1=</del>		<del>*</del> *	L -	監査事	務局長	四	野	幸	男
推進課長	福	田	美樹	一大	教	育 長	富	澤		泰
税務課長	大	野	榮	司	教委管	理課長	柿	崎	修	
町民課長	久	保	_	將	教委	生 涯	+1\	3 <del>.15</del>	<b>-</b>	
保健福祉課長	大	平	裕		学習	課 長	松	浦	正	之
環境政策課長	松	澤	武	夫	教委	体 育		m7	<i>\\ \text{\ti}}\text{\tint{\text{\tetx{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex</i>	113
農政課長	西	野		清	振興	課 長	大	野	繁	嗣
水産課長	大	崎	広	也	農委事	務局長	藤	田		稔
商工観光課長	高	根	行	晴	建設課	長補佐	倉	知	敏	春
建設課長	北	村		誠	病院事	務次長	林		譲	治
水道課長	Щ	﨑	玉	雄	病院総	務係長	須	佐	祐	古
病院事務長	古	Ш	福	_						

## 1. 会議録署名議員

11 番	岩	谷	仁悦郎	
12 番	谷	口	弘	

## 1. 会 期

9月16日から9月18日までの3日間 (休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件 別紙のとおり 1. 議事の顛末 別紙のとおり 議 長 ただいまより平成15年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 118条の規定により、11番岩谷議員、12番 谷口議員を指名いたします。

議 長 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9番、松岡委員長。

9 番 去る9月11日に議会運営委員会を開催いたしましたので、報告します。

協議内容は、第3回定例会の議事運営についてであります。

まず、報告については、諸般報告、町長からの行政報告、例月出納検査報告であります。

各委員会から予定される案件といたしましては、所管事務調査報告書が各3常任 委員会から提出されております。

閉会中の継続審査調査の申出書は、総務、産業建設、厚生文教各常任委員会と議 会運営委員会から申し出されております。

議会提出の案件についてでございますが、推薦第1号 農業委員の推薦について、 発議案第5号 町村合併等調査特別委員会の設置について並びに議員の派遣につい て、以上3件については、本会議において審査いたします。

次に、町長提案の議案でございますが、認定第1号、第2号、平成14年度企業会計の決算審査でございますが、企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査をいたすことになりました。

次に、報告第12号でございますが、専決処分1件でございます。

次に、一般議案第74号から第78号までの5件と条例制定議案第79号、第80号でございます。

以上8件については、本会議において審査をいたします。

議案第81号から第87号、補正予算7件につきましては、各会計補正予算審査特別 委員会を設置し、会期中に審査をいたすことになりました。

次に、一般質問でございますが、通告者7名でございます。

会期については、本日より18日までの3日間といたします。

なお、要望意見書、道路整備に関する要望意見書、北海道新幹線の建設促進を求める要望意見書につきましては、本会議において審査をすることに決定いたしました。

以上、報告いたします。

議 長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会の報告にありましたとおり、本日から18日まで3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のと おりでありますので、ご了承願います。

議 長 日程第4、この際諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のと おりでありますので、ご了承願います。

次に、平成15年6月23日開会の第2回定例会終了後から本日までの議会の動向は、 おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、本年7月15日と16日に札幌と東京で行われた釧路地方総合開発促進期成会 中央要望については、私が出席いたしました。

この際、議員の皆様に申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにし

ておりますので、ご了承いただきますとともに、後ほど閲覧をし、ご参考に供して いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第5、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

町 長 おはようございます。

本定例会にあたり、8月22日以来一連の新聞報道等により、北大第一外科に対する道内公立病院等における顧問料や医師名義貸しの問題が惹起し、町立厚岸病院においても、北大第一外科との関係が取り上げられました。開設者である町長としましては、これら報道内容につきまして早急に内部調査を指示し、今般その調査内容がまとまりましたので、本定例会にて行政報告をさせていただきます。

まず、第1点目は、北大第一外科藤堂教授に対する診療アドバイザーとしての顧問料の支払いの件でございます。

このことにつきましては本年3月議会においても明らかにしておりますが、平成9年1月から月額20万円の顧問料を支払ってきております。これは、厚岸町が同教授に、病院の医療に関する専門的なアドバイスや医師派遣に対する助言及び協力、さらには病院経営に対する助言等をいただくため、あらかじめ藤堂教授ご本人の了解のもと、北海道大学医学研究課長あてに藤堂教授を顧問として委嘱したい旨の依頼状を出して承諾をいただいているものであり、厚岸町はこれに対する対価として顧問料を支払っているものであります。

これは、月1回1時間程度で10万円を目安に、直接来院し指導をいただくほか、 電話やメール等による相談、さらには、院長を初め医師や関係者の視察による面談 などが含まれるものでありまして、不定期に指導をお願いする機会も多く、その時 間が所定の時間を超えているため、相互の申し合わせにより、月2回とし、20万円 の支払いをしてきましたが、本年3月に開催されました第1回定例町議会での議論 を踏まえて、4月からは医師確保に一定のめどが立ったことや財政状況などを勘案 して、月10万円とさせていただいておりますことをご理解いただきたいと存じます。 次に、町立厚岸病院にも名義貸しがあったかのように報道された件であります。 報道されております平成12年8月から平成13年3月までの間、北大第一外科より2名の派遣をいただきました医師の勤務実態について、改めて確認、調査を行いました結果、マスコミ報道で言われております、勤務実態がないにもかかわらず報酬が支払われ、常勤医師として医師の定数に組み入れて診療報酬を不正に請求している事実はなく、社会保険の加入につきましては、継続して4カ月を超えて雇用される見込みの人は当初から被保険者としての資格を有することから、8カ月間の長期雇用関係となっておりますので、社会保険に加入したところであります。

したがいまして、報道されておりますような名義貸しの事実はないことを申し上 げ、行政報告といたします。

議 長 これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容 の疑義を正す程度にとどめていただきたいと思います。

ございませんか。

9番。

9 番 例の療養型病室をつくった際に、他の市町村では、医師が足りなくて名義貸しが されているというような新聞報道があった訳ですが、厚岸町においては、あのとき 医師は十分であったんでしょうか。名義貸しはなかったと。

議長病院事務長。

病 院 | ご質問の内容につきましては、なかったというふうに認識しております。

議長 9番。

9 番 もう少し詳しく教えてほしい。療養型にするときに、医師の定数は何人で、実際 勤務した医師はこういうことであったと。また、短期間に採用した医師はこういう ことだったと、それらあたりをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長病院事務長。

病 院 医師は、この許可を受けるために11人が必要でありまして、11人を確保して、療 養型を開始させていただいたという内容であります。

議 長 9番。

9 番 先ほどの町長の行政報告の中では、これは絶対ないということを言っておられる のですが、もう少しそこら辺報告できないですか。当然、医師が11人もあの当時い たとは思えないんですけれども。そういうところに町民自体が、あのような報道を されたので疑惑を持っていると思うんです。ざっくばらんに、そこらあたりを明ら かにしてほしいと思うんです。それでは、その11人の医師の名前を挙げてください と言ったら挙げられますか。

議長病院事務長。

病 院 一覧表になってありますから、挙げることはできます。

9 番 それ提出してもらえるのかな。3回目だから、11人分の名簿あるんであれば、それ読み上げるか何かで。

議 長 暫時休憩します。

休憩時刻10時16分

議 長 再開いたします。

再開時刻10時16分

他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議 長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考 に供していただきたいと思います。

議 長 日程第7、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件については、平成15年5月1日の農協合併により、旧厚岸町農業協働組合推薦による選任委員の1名が失職し、また、選挙による委員のうち1名が離農により7月31日をもって辞職されたことに伴い、本定例会で農業委員1名を推薦しようとするものであります。

委員の推薦方法についてお諮りいたします。

12番。

12 番 議長において指名推選をお願いしたいのですが。

議長 しただいま、議長指名の発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議 長 ご異議なしと認めます。

議長において選考することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

副議長と打ち合わせをして決めたいと思います。 休憩時刻10時18分

#### 長 再開いたします。 議

再開時刻10時19分

それでは、選考結果を申し上げます。

議会が推薦する学識経験を有する農業委員には、荒岡正さんを選考いたしました。 お諮りいたします。

荒岡正さんを推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、荒岡正さんを農業委員に推薦することに決定いたしました。

なお、参考までに申し上げます。生年月日は昭和31年10月11日生まれ、46歳。住 所は厚岸町尾幌 503番地であります。

#### 長 次に、進みます。 議

日程第8、発議案第5号 町村合併等調査特別委員会の設置についてを議題とい たします。

職員の朗読を省略し、提出者であります室議員に提案理由の説明を求めます。 1番。

#### 提案理由のご説明を申し上げます。 1 番

ただいま上程いただきました発議案第5号 町村合併等調査特別委員会の設置に ついて、その提案理由の説明を申し上げます。

町村合併は、既にご承知のように、釧路支庁管内におきましては、現在釧路市を 中心とする6市町村による法定協議会において合併に向けた協議が重ねられ、新市 建設計画も素案を承認され、また、6市町村議会正副議長会議では、議員定数の協 議なども行われております。

こうした状況にありまして、管内6市町村以外の厚岸町、浜中町、標茶町、弟子 屈町の4町においては、合併等問題研究会を設け、5月にはその研究会で報告書が まとめられ、過日議員協議会において、町担当者から報告書の説明を受けたところであります。また、町内においても合併問題地域懇談会も開催されておりますが、地方交付税の見直しや財源移譲の方針が明らかにされていない状況などから、町村合併の有無における諸課題などの調査・研究を行う必要があると判断し、特別委員会を設置しようとご提案するものであります。

内容は、別紙発議案のとおり、議長を除く17名の委員で構成する特別委員会で、 結論を得るまで、議会閉会中も継続して調査・研究を行うものであります。

議員各位におかれましては、特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げ、 提案理由といたします。

以上です。

議 長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ、討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

委員会を開催のため本会議を休憩いたします。

休憩時刻10時23分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻10時27分

議 長 日程第9、認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日 程第10、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただいま上程いただきました認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計決算書 の内容につきましてご説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出から説明申し上げます。

収入でございますが、1 款水道事業収益では、予算額2億6,355万6,000円に対しまして、決算額では2億6,564万1,052円となり208万5,052円の増で、1.79%の増となってございます。

3,554 万 7,100円となり、予算額に対し 347万 1,100円の増で、1.49%の増となったものであります。

2項では、予算額 3,148万円に対し、決算では 3,009万 3,952円で 138万 6,048 円の減で、 4.4%の減となったものであります。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用では、予算額2億 5,329万 8,000 円に対しまして、決算では2億 4,953万 8,173円の執行で、375万 9,827円、1.48 %の不用額となってございます。

5,408 円の執行で、355万9,827円、1.76%の不用額でございます。

2項では、予算額 5,091万 2,765円に対し、同額の決算となっております。

4項につきましては、20万円の不用額となるものでございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

5,767 万 1,951円となり、 5,950円の増でございます。

これは、1項企業債では、予算額4,800万円に対しまして、同額の決算。

- 3項出資金でございますが、予算額 500万円で、同額の決算。
- 4項他会計補助金についても、予算額75万4,000円で、同額の決算。

7,950 円で、 5,950円の増でございます。

6項補償金では、当初、道道床潭筑紫恋線の改良工事に伴う配水管布設替工事に 対する補償金を計上しておりましたが、本路線の事業計画年度の見直しによる工事 の延伸から、水道管移設をとりやめたいと道路管理者から連絡があり、減額補正を 行ったものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算額1億 4,741万 3,000円に対しまして、決算では1億 4,740 万 7,928円で、 5,072円の不用額でございます。

5,470 円の執行で、4,530円の不用額となったものでございます。

2項企業債償還金では、予算額 4,921万 3,000円に対しまして、決算では 4,921万 2,458円となり、 542円の不用額となったものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,973万5,978円は、

8,818 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 467万 5,974円で補 てんしたものでございます。

次に、収益的収入及び支出に係る利益剰余金の処分でございますが、6ページを お開きください。

6ページは、平成14年度厚岸町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度分の未処分利益剰余金といたしましては、前年度の繰越利益剰余金が 106万 2,651円と当年度分の純利益 1,058万 6,774円、あわせて 1,164万 9,425円を利益剰余金処分額といたしまして、減債の積立金に 400万円、建設改良積立金に 600万円、あわせて 1,000万円積み立ていたしまして、差し引き残る 164万 9,425円を翌年度の繰越利益剰余金として繰り越しするものでございます。

次に、9ページから16ページが事業報告の内容となっております。

主な内容について説明申し上げます。

12ページをお開きください。

12ページから13ページは、工事といたしまして、建設改良の概要を記載しております。それぞれ記載の内容となっております。まとめますと、1つは、耐震対策としての石綿セメント管の布設替工事で、12ページの下段の厚岸停車場線及び白浜町海岸通り、13ページの3・4・5厚岸大橋通りの2件で、3,165万7,500円となります。

次に、老朽管及びライフライン確保に伴う布設替工事として、港町湖岸通り、桜通り、道路横断布設工事、門静望洋台及び苫多流量計設置、白浜町南1の通り、町内河川横断部、門静前浜1号線仕切り弁整備工事まで、9件で、金額にして2,748万9,000円。

次に、13ページのニュータウンポンプ場動力盤整備工事のほか、昭和49年に建設 以来29年経過し、老朽化している浄水場の濾過池電動弁、動力設備、ポリ塩化アル ミニウム注入設備、受電設備整備工事の5件で、1,912万5,750円でございます。

以上16件を合わせまして 7,827万 2,250円となりますが、事務費66万 6,430円と合わせ、 7,893万 8,680円で執行したものであります。

次に、13ページの(2)でございます。

メーター設備費の新設給水装置工事のメーター器設置状況でございますが、新設 メーター器口径13ミリから75ミリ、87個を414万 6,975円で執行したものであります。 次に、計量法の適用を受けます満期終了によるメーター器取りかえでございます。 口径13ミリから40ミリまで 478個を 1,510万 9,815円で執行してございます。

次のページをお開きください。

業務量で、給水の状況といたしまして、給水人口では1万 655人で、前年度に比較いたしまして99.1%となっております。給水戸数でございますが、5,303戸で、前年度比 101.6%になっております。

配水量では 142万 657立方メートルで、前年度比99.3%となっております。 有収水量でございますが、 104万 4,669立方メートルで、前年度比99.3%。 有収率につきましては73.5%と、前年度と同率でございます。

- 1日平均配水量につきましては 3,892立方メートルで、前年度比99.3%。
- 1日最大配水量については 4,698立方メートルで、前年度比88.1%となってございます。

次に、(2)の事業収入に関する事項及び19ページの事業費に関する事項でございますが、お手元に配付しております認定第1号説明資料により説明申し上げます。 資料をごらんいただきたいと思います。

認定第1号説明資料、平成14年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書でございます。

まず、収入でございますが、1款1項1目では、2億2,353万8,571円の執行で、 前年度に対し0.2%の増となっております。前年度対比につきましては、増減比率 で記載しております。この内容については、消費税抜きでございます。

説明欄で申し上げますと、一般用では、7万4,133円、0.1%の減、営業用については、9万4,486円、0.5%の減、団体用では、220万3,819円、6.6%の減、

工業用では、251万8,419円、6.2%の増で、水産加工場の使用水量の増によるも

65.6%の増、尾幌簡易水道用では、30万 9,724円、 6.7%の減、尾幌農業水道用では、19万 4,343円、 3.4%の減となったものでございます。

2目では、79万 2,000円の執行で、前年度比13.8%の減でございます。これは、 前年度87件あった給水工事が平成14年度は99件となり、12件増に伴う設計審査及び 工事検査手数料が増となったものでございます。

次に、2項1目では、2,856万2,000円で、前年度比16.9%の減でございます。 これは、消火栓の維持管理費で34万3,000円、37.9%の減、尾幌分水ほか補助の一 般会計からの補助といたしまして547万円、16.3%の減となっております。

2目では、2,438円でございまして、97.4%の減で、預金利息の減でございます。 3目では、152万7,333円で、602.5%の増でございます。これは、不用品の売 却で、検満メーター480個で2万4,221円、35.7%の減、配水管破損補償金では、 79万3,554円の増で、住の江町、奔渡町、望洋台、筑紫恋の4カ所の配水管破損補 償金でございます。

その他として54万 6,020円の増は、3・4・5厚岸大橋通りの配水管布設替工事で、契約企業が倒産したため、契約不履行に対する補償金の増でございます。 次に、支出でございます。

4,231 円、4.9%の減、修繕費では、106万2,655円、32.9%の減で、上水道施設の修繕費の減でございます。動力費では、32万502円、2.8%の減、薬品費では、191万2,334円、12.1%の増で、粉末活性炭ポリ塩化アルミニウム等の使用量の増によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2目では、909万 9,134円で、前年度比29%の減でございます。主なものは、修繕費で、351万 7,913円、29.9%の減で、これは、例年 2 月から 3 月にかけて地下凍結が発生し、修理を行っていたところでございますが、平成14年度は暖冬で、地下凍結が 3 件しか発生しなかったことによる減額が主なもので、その他については、説明欄記載のとおりでございます。

3目では、6,866万3,644円で、前年度比13.5%減でございます。主なものは、

平成14年10月の人事異動と企業職員1名減による給料・手当・法定福利費で852万104円と大幅な減のほか、賃貸料では、161万8,311円、55.3%の減で、企業の財務会計システム借り上げが、契約満了によって、借り上げ単価が約10分の1と安価となったものであります。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

4目では、8,152万2,531円、5.3%の増でございます。これは、記載のとおり、 平成13年度までの取得資産に伴う減価償却費の増でございます。

5目では、170万 5,130円、17.4%の減でございます。

次に、2項1目では、4,639万7,665円、1.9%の減となっております。企業債利息の減によるものでございます。

2目では、76万7,509円、36.8%の減で、これは消費税納付額の減でございます。 次に、3項1目ではゼロ円、皆減でございまして、不納欠損がなかったものでご ざいます。

次に、当年度の純利益でございますが、 1,058万 6,774円で、前年度比 608%の増となってございます。積算の内容については、記載のとおりとなっております。 決算書の15ページをお開きください。

15ページ(4)の給水装置工事の状況でございますが、これは、新設の給水工事でございまして、99件で、前年度比12件の増で、113.8%になっております。

(5)

5,000 円で執行したものでございます。

次のページをお開きください。

4、会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算について、(3)その他会計処理に関する重要事項については、記載のとおりとなっております。

以上が、平成14年度決算の内容でございますけれども、添付資料中3ページが損益計算書、7ページから8ページが貸借対照表、17ページから22ページが附属明細書となっておりますが、説明を省かせていただきたいと思います。

大変簡単雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し 上げます。

### 議長病院事務長。

病 院

上程いただいております認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計決算の内容 についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。

平成14年度厚岸町病院事業会計決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入でありますが、第1款病院事業収益では、予算14億 4,418万 7,000円に対し、 決算では14億 4,852万 9,394円となり、 434万 2,394円、 0.3%の増となっており ます。

6,779 万 5,008円となり、予算に対し 948万8円、 0.9%の増となったものであります。

第2項医業外収益で、予算3億8,587万2,000円に対し、決算では3億8,073万4,385円となり、予算に対し513万7,614円、1.3%の減となったものであります。 次に、支出でありますが、第1款病院事業費用では、予算16億6,855万3,000円に対し、決算では16億3,811万3,128円の執行で、3,043万9,872円、1.8%の不用額となってございます。

1,906 万7,642円の執行で、2,332万9,358円、1.5%の不用額であります。

第2項医業外費用では、予算1億2,585万6,000円に対し、決算では1億1,904万5,486円の執行で、681万514円、5.4%の不用額であります。

第3項予備費では、予算30万円に対し支出がありませんでしたので、全額不用額となったものであります。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款資本的収入、予算 1,996万円に対し、同額の決算であります。 これは、第1項企業債で、予算 1,270万円に対し、同額の決算であります。

第2項補助金では、予算726万円に対し、同額の決算であります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出では、予算1億2,963万6,000円に対し、決算では1億2,962万624円で、1万5,376円の不用額でございます。

これは、第1項建設改良費で、予算 2,105万円に対し、決算では 2,103万 4,700 円で、1万 5,300円の不用額となったものでございます。

第2項企業債償還金では、予算1億 858万 6,000円に対し、決算では1億 858万 5,924 円で、76円の不用額となったものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 966万 624円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3万7,261円及び過年度分損益勘 定留保資金1億 962万3,363円で補てんしたものでございます。

3ページは、事業損益計算書であります。

収益から費用を差し引いた計算書でありますが、下から3行目にあります当年度 純損失1億9,474万5,286円が平成14年度の単年度欠損金であります。その下にあ ります前年度繰越欠損金は平成13年度までの累積欠損金であり、これらを合算した 額が一番下の金額となり、2億1,998万4,564円が平成14年度末の累積欠損金であ ります。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは剰余金計算書、5ページの下段は欠損金処理計算書でありますが、先ほどご説明いたしました平成14年度末の欠損金2億1,998万4,564円を翌年度へ繰り越す内容であります。

6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは貸借対照表でありますが、平成15年3月31日現在の財産状況を示したものであり、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。

8ページは事業報告書でありますが、記載のとおりでありますので、説明は省略 させていただきます。

9ページは、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項でありますが、 記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

10ページは資産取得の概要でありますが、医療器械5点、救急自動車1台を取得しております。

11ページは業務内容でありますが、患者数を前年度と比較いたしますと、入院患

者数では、延べ数で 436人、1日平均で 1.2人、それぞれふえております。外来患者数では、延べ数で 3,040人、1日平均で12.5人、それぞれ減っております。

0.5 %、それぞれふえましたが、療養型病床では 2.3%の減となり、全体では 1.2 %の増となったところであります。

12ページをお開き願います。

12ページは、事業収入、事業費に関する事項でありますが、内容につきましては、 お手元に配付させていただいております認定第2号説明資料、平成14年度厚岸町病 院事業会計決算に係る収益的収支説明書によりご説明させていただきます。

8,557 円の決算額で、前年度対比6%の減となっております。内容につきましては、

7,016 円の減となっております。

2目外来収益では、4億 2,723万 6,138円で、前年度対比 9.2%の減となっております。内容につきましては、患者数 3,040人減で 2,095万 4,145円の減、1人1日当たり 321円減で 2,234万 5,837円の減となっております。

3目その他医業収益では、4,932万3,513円で、前年度対比13.6%の減となって

8,225 円、衛生材料、主治医意見書、その他医業収益で 263万 4,979円の減となったものであります。

次に、第2項1目受取利息及び配当金では、 6,161円で、前年度対比93.7%の減で、預金利息の減でございます。

2 目患者外給食収益では、 305万 7,790円で、前年度対比 5.3%の増で、職員用 給食の増であります。

7,204 万 6,760円増が主な内容であります。

4目他会計補助金では、2億9,828万円で、前年度対比28.6%の減で、一般会計からの補助金1億1,958万9,000円の減であります。

5 目雑収益では、58万 1,834円で、前年度対比16%の減であります。 次に、支出でございます。 第1款第1項1目給与費では、9億1,565万4,305円で、前年度対比4.2%の減で、内容につきましては、看護師、医療技術員の退職に伴う減であります。

諸手当 706万 5,922円の減、超過勤務手当、管理職、医師諸手当等の減であります。

賃金 718万 3,253円の増、外科、人工透析、脳神経外科の出張医の増が主なものであります。

法定福利費 1,345万 8,541円の減、職員退職による共済組合及び退職手当組合掛金の減であります。

2目材料費では、2億4,394万2,176円で、前年度対比5.5%の減であります。 内容でありますが、手術件数の減に伴い、診療材料費で1,799万3,652円の減となっております。

3 目経費では、2億6,426万1,247円で、前年度対比42.7%の増であります。内

4,885 円の増で、出張医の旅費であります。

修繕費 808万 2,680円の増で、主に医療機器の修繕であります。

使用料 451万 2,816円の増で、人口呼吸器、酸素濃縮装置等の増であります。

委託料 304万 1,005円の減で、臨床検査、医療事務委託の減であります。

補償・補填及び賠償金7,200万円の増で、医療過誤訴訟の和解金であります。

4目減価償却費では、8,831万6,085円で、前年度対比19.1%の減であります。 内容につきましては、記載のとおりであります。

5目資産減耗費では、144万566円で、前年度対比21.6%の増であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

6目研究研修費では、508万1,336円で、前年度対比22.5%の減であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

第2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、9,860万9,615円で、前年度対比3.3%の減であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

2 目患者外給食材料費では、239万 5,012円で、前年度対比 6.4%の増であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

3目医療技術員確保対策費では、516万 2,790円で、前年度対比 9.5%の増であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

4 目雑損費では、 1,186万 9,742円で、前年度対比 6.9%の減であります。内容 につきましては、記載のとおりであります。

5 目繰延勘定償却では、 432万 8,000円で、前年度対比 7.3%の減であります。 内容につきましては、記載のとおりであります。

恐れ入りますが、決算書の13ページにお戻り願います。

4、会計の(1)は企業債の概要、(2)は一時借入金の概要、(3)は議会の 議決を経なければ流用できない経費の決算についての内容でありますが、記載のと おりでありますので、説明は省略させていただきます。

14ページから17ページは収益費用明細書でありますが、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

18ページは固定資産明細書、19ページは企業債明細書、いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明でありますが、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会 計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご認定賜りますようお願い申 し上げます。

議 長 次に、監査委員に審査結果の意見を求めます。

監查委員。

監査委員 決算審査につきまして報告を行います。

ただいま上程されました平成14年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。 初めに、水道事業会計より申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出でありますが、収入では2億 6,564万 1,052円で、支出は2億 4,953万 8,173円となり、差し引き 1,610万 2,879円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、収入の 5,767万 1,950 円に対しまして、支出は1億 4,740万 7,928円となり、差し引き 8,973万 5,978円 の収入不足となりますが、不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当 年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補 てん処理をしております。 続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出でございますが、収入は14億 4,852万 9,394円 に対しまして、支出は16億 3,811万 3,128円となっており、差し引き1億 8,958万 3,734 円の赤字決算となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、収入は 1,996万円で、 支出は1億 2,962万 624円となり、差し引き1億 966万 624円の収入不足を生じま したが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費 税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理をしておるところでございます。

以上、平成14年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につき概要を申し述べたわけでございますけれども、地方公営企業法第30条第2項に基づき、町長より審査に付されました平成14年度厚岸町水道事業会計並びに病院事業会計決算にかかわる各諸帳簿につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないというふうに認められたわけでございます。

なお、水道事業につきましては、これからも水需要の多様化に即応できるように、 各老朽施設の整備を初め、水質の高度処理方法研究など、水の安定供給や耐震対策 等の施設整備など、効率的な事業運営と住民サービスの向上に鋭意努力されるよう 期待するものであります。

また、病院事業につきましては、経営は今まで以上に厳しい状況にありますが、 地域住民に信頼される基幹病院として、町民が安心して医療を受けられるよう医師 の体制確保に努め、より質の高いサービス医療と町民の健康を守る公的病院として なお一層町民の信頼を得るように、これからも経営に鋭意努力されますよう期待い たしまして、口頭報告といたします。

議 長 本 2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査を したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審

査をすることに決定いたしました。

本会議を休憩します。

休憩時刻11時11分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻11時13分

議 長 日程第11、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行います。

初めに、1番、室議員の一般質問を行います。

1番、室議員。

1 番 さきに提出いたしました一般質問通告書により、一般質問を行います。

1番目が、合併についてであります。

町長は、一再ならず「合併を単なる地方財産危機の緊急避難的な政策としてとらえるのではなく、21世紀の厚岸町のあるべき姿の議論としてとらえる」という旨を言明していらっしゃいます。合併により、厚岸町のまちづくりはどのように変貌するのか、しないのか。あるいは、変貌させるのか、させないのか、行政の長としてその考えを明確に示していただきたいわけであります。

次に、合併のメリット、デメリットというふうによく言われますが、今日言われている2町方式、4町方式を問わず、産業振興、行政サービスなど、町民に直接影響のある部分でどのような変化をもたらすのか、厚岸町としての考え方を町民の前に示して合併論議を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、町立病院についてであります。

先般の医療過誤事件について、当時の院長本人、北大医学部、あるいは北大第一 外科から厚岸町に対し、公式の陳謝、あるいは遺憾の意の表示があったのかどうか、 明確にしていただきたいわけであります。また、そのことに対する町長の考えをお 聞かせいただきたいわけであります。

2番目として、医療技術員確保対策費の使途について、その明細を具体的に示していただきたいわけです。これは、このごろ非常に新聞に大きく載っておりますので、町民の関心も非常に高い部分でございますので、よろしくお願いします。特に、いわゆる顧問料について、いつから、契約の相手方及び契約内容、金銭支払いの相手方、額、その根拠、法規上の問題点の有無等について明確にしていただきたいわ

けであります。

3番目に、今回の新聞報道によりますと、厚岸町にも名義貸しの疑いがかけられておりますが、そのような事実があったのか、なかったのか、これについて具体的に説明をしていただきたいわけであります。

以上が1回目の質問であります。よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町 長

1番、室議員の質問にお答えをいたします。

初めに、合併についてのうち、合併により厚岸町のまちづくりはどのように変貌 するのか、しないのか、させるのか、させないのか、行政の長としてその考えを明 確に示せとのご質問についてお答えをいたします。

私は、まちづくりのあり方を町民の皆さんとともに考え行動していく、協働のまちづくりを理念として取り組んでおりますが、まちづくりを進めるに当たり、合併の論議は避けて通れないこと、また、合併を単なる地方財政危機の緊急避難的な政策としてとらえるのではなく、21世紀の厚岸町のあるべき姿の議論としてとらえなければならないことを基本的考え方として申し上げてきたところであります。そのことは、21世紀に向けた厚岸町のまちづくり、将来のあるべき姿はどうあるべきかという議論の延長線上に、1つの選択肢として市町村合併をとらえているということであり、初めに合併ありきの議論とするのではないことをご理解願いたいと存じます。

さらに、厳しさを増す財政状況の中でのまちづくりは、合併特例法による財政支援措置もまた無視することができない状況下にありますが、合併を考える上での重要なポイントとしては、行政サービスを提供できる体制を整えることができるか否か、町として自治の権利を備えることができるか否か、合併によって将来に向かい新しい町を描くことができるか否かが考えられます。また、その取り組みに当たっては、各町の主張を超えた、周辺の地域を含めた寛容な姿勢が必要であると考えています。

また、合併には相手があることであります。一方だけの町の都合で進められない こともご承知のとおりでありますし、その相手によってまちづくりのあり方も大き く変貌してまいります。

私といたしましては、まちづくりを進める上での1つの選択肢として合併を想定

するのであれば、財政支援措置を考慮した検討をすべきことであると考えています。 現行の合併特例法の適用は平成17年3月31日までとなっており、その作業行程を考 えると期限が目の前に来ている状況であり、これまでのような時間のゆとりはあり ませんが、合併についての国やそれを受けて取り組む各町の動向を注視し、いかな ることにも柔軟に対応する検討をしてまいりたいと存じます。そのためには、合併 に関する情報を十分に提供し、町民の皆さんが合併についてどのように考えている のかを聞き取り、その考えを示していきたいと考えていますが、現在のところ明確 に判断を示す段階には至っておりませんことをご理解願いたいと存じます。

次に、合併のメリット、デメリットについて、2町、4町方式を問わず、産業振興、行政サービスなどにどのような変化をもたらすのか、町の考えを町民の前に示して合併論議を行うべきとの質問でございますが、北海道が国の指示のもとで各市町単位で提案しているパターンは厚岸町と浜中町であることは、昨年のまちづくり懇談会の中でも1つの考え方として情報提供を行っておりますが、合併は、まちづくりの延長線上において、さまざまな可能性を考える必要があります。

現在、法定協議会として合併の可能性を検討している釧路6市町村以外の残る4町で、まちづくりにおける1つの選択肢としての市町村合併をともに勉強していこうと、事務レベルで研究会を持ち、検討してきたことはご承知のとおりでありますが、その報告書の中に、一定程度のメリットとして期待されること、デメリットとして懸念されることの報告がされており、この内容が現在明らかにできるこの地域のメリットとデメリットであります。

4町の研究会では、合併に対する考え方に差があることも事実でありますが、私 といたしましては、地域住民との一層の意見交換の中で、まちづくりの視点を持っ て合併論議を行うためには、合併がどのような変化をもたらすかについてもっと具 体的な内容が必要であるという認識をしており、合併を前提としない4町の研究会 から一歩踏み込んだ研究、検討が必要であると考えています。

また、合併は、そこに住む住民にとって非常に重大な影響を持つものであり、執 行機関と議決機関が同一歩調で協議していかなければならない、町の存立にかかわ る極めて重要な案件であると認識しております。年内には、町の基本となる基礎的 自治体のあり方の指針がされる予定となっていますが、その要件等を検討し、将来 を見据えたまちづくりの中で、合併が必要か否かを、首長間の話し合いや事務レベ ルでの調査・研究をさせながら、判断材料となり得る情報や考え方を議会並びに町 民の皆さんにお示しをしながら、合併をする、しない、合併をするとしたらどの組 み合わせが町の発展につながっていくのかを十分に見きわめ、大局的見地に立って、 町としての考え方を示していく所存であります。

次に、2点目の町立病院についてのうち、まず、町立病院におけるさきの医療過誤事件について、当時の関係者などからの公式陳謝、あるいは遺憾の意の表示があったのか、また、そのことに対する町長の考え方とのご質問ですが、平成14年11月に行われた証人尋問の前に、当時の院長が町長室を訪れ、今般の医療過誤訴訟について、医療的には最善を尽くしたつもりであるが、術後の管理において不適当な部分を指摘され、今回のような訴訟という結果を招いてしまったことについての遺憾の意の表明がありました。

北大医学部及び派遣元である北大第一外科からは、直接的な公式謝罪はありませんが、前院長が在職中に、次の内容の申し出を再三されておりました。

今回提起された訴訟は、北大第一外科の同門である前任者の不手際が原因であり、このことは、医師として患者に対する慢心があったのではと指摘されてもいたし方ないことと考え、同じ教室から派遣されている者として、このような事態を招いたことに対し、また、この地域で外科分野での医療の一翼を支えてきた北大第一外科医局員としても、第一外科の教室としても、襟を正す必要があると考えているので、この訴訟に結論が出た時点で、責任をとって職を辞す旨教授と協議する考えであるとの内容でありました。

町立厚岸病院の医療環境を確保する責任ある開設者といたしましては、本人の招いたことではないとの理由から、一度は職事を願いましたが、学んできた第一外科の精神と伝統を考えるとき、北大第一外科としてのけじめが必要との考えはかたく、私としては、それ以上の慰留はいたしませんでした。

医療過誤事件は、和解という結論で訴訟が決着後、前院長が北大第一外科の人事により当院の院長職を辞することになったことはご案内のとおりであり、その後、北大第一外科からは当面の間院長職の医師派遣は差し控えたい旨のお話があり、そのことをもって、間接的ではありますが、北大第一外科として本事業に対する謝罪と責任の所在を表明したものと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、医療技術員確保対策費の使途について、明細を具体的にとのご質問ですが、

本年3月議会で平成14年度支出見込みをご説明しましたが、本定例会に上程いたしました決算では、516万2,790円の支出となったところであります。

具体的な使途の内容でありますが、医師派遣や診療などのアドバイスをいただく顧問料として、北海道大学医学部第一外科藤堂教授に月額20万円の年間 240万円、北海道地域医療支援事業として、循環器内科の派遣をいただいている釧路市立病院に月額7万7,500円の年間93万円、医師の招聘、派遣などにご支援、ご協力をいただいている諸先生に、年1回謝礼として、18人に商品券合計45万円、医師の招聘及び派遣や当院でお世話になっている諸先生を対象に、お中元として77人、お歳暮として59人に地元の特産品48万8,775円、各大学医局や関係病院などに医師の招聘や派遣依頼のあいさつに出向くときや、当院の医師募集に対し視察に見えられた方々に、地元の特産品をお土産として31回、28万5,236円、医師不足の中で、常勤医師の負担の軽減を図るために、大学医局より土日などの宿日直や内科・外科・脳神経外科医の診療応援をいただいいており、これらの宿泊料実費31人や弁当代等に51万2,883円、厚岸町で学術講演会を開催していただいた講師に対し、謝礼として10万円となっており、以上の支出額に消費税調整分を含めまして、最初にお答えいたしました516万2,790円が使途の内容となっております。

次に、顧問料について、いつから、契約の相手方及び内容、金銭支払いの相手方、額及びその根拠、法規上の問題点の有無についてのご質問ですが、契約の相手方は、 北海道大学医学部第一外科藤堂教授であり、平成9年1月からその契約をお願いを しております。顧問契約の方法につきましては、藤堂教授の意思を確認し、その後、 北海道大学医学部研究課長あてに、同教授に顧問をお願いしたい旨の依頼を行い、 それに対して承諾する旨の回答を得ております。

内容についてでありますが、診療アドバイザーとして、医療に関する専門的なアドバイスや医師派遣に対する助言及び協力、さらには病院経営に対する助言をいただくことに対して、非常勤、不定期、月1回、1回1時間10万円で、直接来院し指導をいただくほか、電話やメール等による相談、さらには、院長初め、医師や関係者の視察による面談などが含まれているものであります。

しかし、不定期に指導をお願いする機会も多く、その時間が所定の時間を超えているため、相互の申し合わせにより、月2回、20万円とし、診療アドバイザーである藤堂教授個人の口座に振り込む形で、その対価を支払うこととなっております。

次に、この契約における法規上の問題についてのお尋ねでありますが、口頭ではありますが、双方前後で申し合わせした契約内容をもって債権、債務を確認し合い、そのとおり履行していることから、契約は有効に成立しておりますが、本来、その根拠となる契約書を当事者間で取り交わし、相互の債権、債務等の諸条件を文書をもって確認するべきであり、事務的には全く問題なしとは言い切れないところであります。

教授個人との契約は、長年続いてきた相互の信頼関係から継続してきたこととはいえ、不明瞭、不透明とのご指摘を受ければ弁解の余地はなく、債権、債務を文書をもって確認することが必要であり、今後こうした問題が起こらないよう、十分留意して事務処理に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、今回の新聞報道によると、厚岸町にも名義貸しの疑いがかけられているが、その事実の有無について説明していただきたいとのご質問でありますが、新聞報道されております平成12年8月から平成13年3月までの間、北大第一外科から派遣をいただきました2名の医師につきまして、改めて確認、調査を行いました結果、マスコミ報道で言われております、勤務実態がないにもかかわらず報酬が支払われ、常勤医師として医師の定数に組み入れて診療報酬を不正に請求している事実はなく、社会保険の加入につきましては、継続して4カ月を超えて使用される見込みの人は当初から社会保険の被保険者としての資格を有することから、8カ月の長期継続雇用関係となっておりましたので、社会保険に加入したところであります。

したがいまして、報道されておりますような名義貸しの事実はないことをご理解 願いたいと存じます。

以上でございます。

### 議長

1番。

### 1 番

お聞きいたします。

まず、合併についてでありますが、今の町長のお話を聞いていますと、非常に総 論的かつ抽象的なお話に終止しているんです。町民が知りたい情報というのは、そ ういう抽象的な話ではなくて、具体的な、自分の生活に切実に関係のある部分なん です。それで、町民合併問題懇談会でしたか、そういうものが開かれて、いろいろ なお話があるんだけれども、どうも、自分が聞けるんではなかったかと思ったよう な話は聞けなかったという声が多いんです。

お話を漏れ承るところ、9月中はいろいろと、出前講座というふうに言いましたか、5人以上とか10人とかいうような方が集まって、話が聞きたいんだったらどこへでも行きましょうと。そして、研究会での報告書を中心にして合併のお話をいたしましょうというふうに言っているわけですよね。先般は、3カ所でしたかな、そういうものがありました。その一環として、議会の議員協議会でも説明をしてくださったというふうに理解しております。

それで、この後、10月に入ると、できればアンケートをとりたい。町民の意思の確認をしたい。11月にはその集計を出して、町民の考える方向というものもある程度明確にしていきたいというような、これはもちろん明確にそうしますというような話を直接聞いたわけではありませんが、一応のスケジュールといいますか、そういうものもお持ちだと聞いているわけです。ただ、現在の提供されている情報、提供されているお話では、町民はアンケートには答えられないんではないか、そういうふうに懸念するわけです。

結局、住民にとって一番大事なことは、行政区域が、昨日までここが垣根だった んですが、あしたから向こうになりますというような話ではなくて、町長が今ご答 弁で何遍もおっしゃっているように、どういう町をつくっていくのかという具体的 な話なんです。

合併の推進をする国や、あるいは、それと同じような考え方の学者やいろいろな 人たちの言っている話をまとめてしまうと、今、合併をする必要性があります。地 方分権の受け皿、組織の強化を図らなければなりません。少子・高齢化、そういう ものに対応してサービス内容の充実をするには、ある程度区域が広い方がいいんで す。生活圏の拡大に対応したいろいろな行政ニーズに対応しなければなりません。 だから必要なんですということを言います。

そして、効果としては行政運営の基盤強化と効率化、すなわち、少ない経費でというのは、ある程度大きくなればその分だけスリムにできますから、それで、効率的な施策展開をするし、特に管理部門の効率化、職員数の削減が図れる。その分だけ具体的な現場に回せるではないかと。あるいは、環境問題や観光振興等を考えると、一体的なまちづくりになって施策展開をした方がいい。住民サービスも、広域的利用選択享受ということができる。今までは隣町の施設だから行けなかったのが、

一緒になれば行けますというような話なんです。

こういう式の話を幾ら聞いても、ではどうなんだろうということにはならないんですよ。それが、この厚岸町に当てはめてみたときどうなるかという話なんです。今、合併を進めているところ、うまくいったところ、そういうようなところの話を聞いていますと、まさに特例法の仕組みや優遇措置、あるいは国や道の考え方、あるいは、合併に伴うプラス面、マイナス面をこの町ではどうなのかということを具体的に、それをかんで含めるように町民に具体的な情報を流すことによって、初めて合併問題というのは自分の問題だというふうに町民も受け取れるようになるんです。決して、抽象的な、国から出ているパンフレットの受け売りのような話を幾らしても、自分のものにはなりません。

町民は何が知りたいかということです。そうすると、それは、自分の生活に直接 かかわる問題がどうなのかということなんです。だって、今まで進めてきたまちづ くりが、この後同じことをやっていくのかどうかわからないわけですから。

まず、産業がどうなるか。漁業、農業を初めとするもろもろの産業が、合併というものを行ったときに、この後より発展させることができるようになるのか、あるいは、逆に行政としてはなかなかうまくできないようになりかねないのか。あるいは、町民の負荷、要するに税金です。いろいろな手数料を含めて。こういうものがある程度は上げざるを得ないのか、今までの維持ができるのか。

それから、これが切実なんですが、厚岸町が行っている各種の行政サービスがあります。これは、このレベルを維持できるのか、それともある程度下がるのか、それとももっともっとよくなるのか。その抽象的な夢ではなくて、具体的な根拠にしたがって、この合併を利用してこうやるんだというような話が出てこなければ、賛成とも反対とも言えないわけです。これは、もう何人もから私は言われています。合併というようなことになってくる。

しかも、もう一つ、今、町長のご答弁の中にもいみじくもありましたが、財政的に非常に厳しいです。そういう中で、後ろから押されるような形で合併に入ってくる。町立病院なんていうのは赤字の山だ、金がかかってしようがないということを言う人もいる。そうすると、病院は診療所なんていうレベルに落としてしまうんでしょうか。一部では「そうせい、そうせい」と言っている人たちがいるそうだ。今、町立病院があるために毎日うちの父ちゃんの顔を見に行けるんだけれども、これが

釧路なんかに入ったら、週に一遍も行けるかどうかわからない。行ったって、もう物もしゃべれないけれども、行って1時間ぐらいいて頭をなでて帰ってくるのが関の山だけれども、たまたま厚岸に町立病院をこうやってつくってくれているから行けるんです、というような話を昨日も聞かされました。そういうような切実な声に、やはりきちんとこたえていくのが、厚岸の行政を担っている町長、あなたの責任ではないですか。

それで、大きな問題はもう一つあります。役場組織内にかかわることです。これも、間接的ではありますけれども、町民の生活に大きくかかわってまいります。こういうもろもろのことを、例えば、ここの部門では、今合併をすると多少下げざるを得ないかもしれない。しかし、ここの部門はきちんと押えたいと思うというような町長の考えというものを示してもらわないと、町民はそれに対して反応できません。新聞記事によると、町民懇談会をやったときに、役場でやればいいじゃないかという声があったというような記事があるんですけれども、私は、あれは無責任ではなくて、至極もっともだというふうに思ったんです。

合併問題研究調査報告書というのがありますが、ここには、これから合併がもし あったとすればこんなふうになるでしょうというような話は、10カ年計画の抽象的 文言を単に並べただけです。これでは、とても聞いた方でも、情報としての価値は ほとんどありません。

そういう具体的なことが、実はもう一つあるんです。今回の合併論議が出てくるときに、これはみんな言わずもがなのことで、平成16年になれば、使える貯金は全部ほどいてしまって、空っけつになる。このまま行ったら、平成17年には6億円の赤字が出ますと。16年先の話ではないんです。16年というのは来年のことなんです。そういう状況が、今、目の前に来ているわけです。

その中で、合併しないでいけば、持ちこたえたとしてもこんなふうにせざるを得ない。例えば、福島県の矢祭町というのは、合併しないともうはっきり言っています。そのかわり、もう職員もどーんと切る。何か聞くところによると、議会も半分ぐらいにしてしまうそうだ。あれも切る、これも切るをやってスリムにして、しかし、自分たちの町は自分たちで生き残っていくんだという宣言をしました。これも一つの哲学です。

あるいはまた、ある町は、この際、合併特例措置を十分に利用してまちづくりを

やっていくんだ。それによって多少の余裕が出る。その間に方向転換をして、もう 一度戦略の練り直しをするんだからこうやってやるんだということをはっきり言っ ています。

そういうことをきちんと示していく。すなわち、町長がまさにおっしゃっている んです。どういう町をつくっていくかという議論の一環として合併するかしないか があるんだというんであるならば、どういう町をどういうふうにつくっていくかと いうことを示さないままに抽象論だけを述べられても、町民は判断はできないとい うことです。

それで、これはもう具体的にあるわけです。第4期総合計画というのがあって、 そこに幾つもの柱があって、その下にはそれぞれに基本計画があるわけです。そう いうものがこれからどうなっていくのかということを、やはり一つ一つ、この財政 状況の中で、合併をしなければこうなるだろうし、合併をすればこうなるだろうし というものを示す必要があるんではないですか。それが町民に対する情報提供だと 思うんです。その点でいかがお考えでしょうか。

次に、病院に移ります。

今回、いろいろな資料をお願いいたしまして、非常に細密な資料を出していただきました。また、この出していただいた一覧表に基づきまして、私、議員として個人的にまたお願いをして、いろいろな資料を出していただきましたが、大変協力的にという言い方はおかしいんですが、いろいろ出していただいたことについては、大変ありがたく、感謝を申し上げます。その上でお聞きいたします。

まず、1点目、その次に見えた前院長が、この問題に対して非常に真摯な態度を とられている。そして、同門の人間として強く責任を感じると町長におっしゃった。 そして、自分はその責任をとるということになるのかどうかはわかりませんが、そ のことについても、行為でもあらわすということもおっしゃったということについ ては、今のお話を聞いて、大変私も感服いたしました。

議員協議会で、そういう話をこの方はなさっています。しかし、この方は第一外科の代表者でもなければ、代表して町に対して公式な謝罪をできる立場でもないですよね。やはり、その方は、院長という職並びに医師としての個人的な考えからそのようにきちんとしたことをおっしゃったということで、私は、それはそれで評価すべきだと思います。

当時の院長である — 今、名前は度忘れしましたが、その方からは何かありましたか。あるいは、この医師は大変立派ないい医師なんですよといって送ってくれた北大第一外科、あるいは北大の医学部、そこからは、この後は院長を出さない、差し控えると言っただけですか。それをもって遺憾の意の表示だというふうに言えますか。公式な謝罪というのはそういうものではないでしょう。これは無理だと思います。

それで、この事件は、厚岸町の町立病院の信頼、これを著しく傷つけました。薬が、もっといい薬があったのに、たまたまそのときの医師の判断でこの程度の薬だったとか、あるいは、あのときの手術はもっとこんなやり方があったんではなかったかとかいうのが医療過誤ですよね。今回の事件は、少なくても、その家族、あるいは親戚、友人、知人、残された人たちには、きちんとした術後の管理をしてくれなかったことによって、あたら命を落とさざるを得なかったと判断されてしまうような事情があったがために、訴訟を起こすに至ってしまったということだと思うんです。これは、そういうふうに受け取られてしまったということです。

このことに関しては、非常に明確に、その後の院長が議員協議会で議員みんなに対しても言っています。「病院に対して信頼関係がなくなったということは大変申しわけない。皆さんがせっかく今まで営々として築いてきた信頼関係を壊してしまった。酒を飲んで患者を見に行かなかった、そこなんですよ、一番大事なことは」と言っています。「医師としての倫理観の欠如に、私は非常に申しわけないと思うんです」とも言っています。「手術自体は、北大第一外科の前の助教授をやっていた宇根君がやりました。彼自身は肝臓とかすべてをやっていますから、北海道の中でも一、二を争う外科医です。だから、彼を呼んでやったということに、石村君も全然問題はないと思うんです」。技術的な、手術そのものについては問題がなかったということも言っています。

「しかし、その後、当然の術後管理をずっとしなければいけないものをしていなかったらしいんです。北大一外の人間というものは教育されてきたつもりなんですけれども、後手に回ったのは、悪い悪くないということは別の問題なんだけれども、ただ、それは、酒を飲んだりして見に来なかったということなんです。だから、それに対して私は道義的責任というか、医者の倫理観として非常に恥ずかしいと思います」と、非常に本人の苦しい胸のうちを吐露しているわけです。

こういうことを同門の後の院長が、議員協議会という非公式な場であれ、議会の 議員に対して言わざるを得ないような、そういう状況を作出した、その責任者であ る人たちが、厚岸町に対して、少なくとも公式に遺憾の意を表するということは、 これは医師以前の問題として必要なことではないのかと私は思うんです。いかがで しょうか。

その次に、医療技術員確保対策費の使途についてというところであります。

この決算の内容についてお話をくださいました。また、一覧表として非常に詳細なものを議場にも出していただきました。これを見るというと一目瞭然ということになります。これについては、質問の最中にこんなことを言うのは本当はよくないんですが、議員としてもせつないです。みんなせつないと思います。こういうようなせつない努力をしないと、厚岸町は医師を呼ぶことができないという立場に置かれている。これは、何も厚岸町だけではありません。新聞記事を見ても、繰り返し繰り返し書いています。国が無策だと。いわゆる医療過疎地をこしらえている国の無策がこういう結果を招くんだという話は、いろいろな識者が言っています。

ただ、当事者として、それと一緒になって「そうだそうだ、国が悪いんだ」と言っていたのでは何の解決にもなりませんので、私は、決して厚岸町は被害者だなんていって居直れという意味ではありませんが、やはり、こういう苦労をしてきているんだということは、この際、あれだけ新聞にも詳しく出たわけですから、やはり、町民に、いわば公費の使途ですから、これはきちんと示して評価を仰ぐべきだろうというふうに思いますので、具体的な話に入っていこうということです。

いつからということなんです。これについては、先ほどのお話の中でありましたが、実は、3月議会で、私このことについてちょっと聞いているですが、そのときの病院事務長の答弁によりますと、「医療技術員確保対策費の関係でございますけれども、これは昭和57年度から、一大学とのかかわりで、現在まで至っているというのが実態でございます」と、こういうふうに答弁しているんです。今の町長答弁とはちょっとくい違うんではないか。この点を明確にしていただきたい。

次に、契約の相手方、これについては、今、北大医学部第一外科藤堂教授である というお話がありました。それで、これも3月議会の答弁でありますが、最後にち よっと休憩がありまして、いわゆる答弁調整というんですか、そういう形で時間を かりたいということで休憩があって、最終的にまとめたものを助役から答弁をして くださいました。それを読みますと、「町立病院から北大医学部に診療アドバイザーとして要請している。それで、顧問料は大学の方にお支払いしております」というふうに言っているんです。

これを素直に読みますと、顧問契約というのは、北大ないしは北大医学部と行っているというふうにとれます。私も、そのときはそういうふうに理解しておりました。ところが、今回の新聞を見るというと、個人ということになっています。なおかつ、今のご答弁でもそのようになっています。どちらが本当なんですか、どちらがうそなんですか、これ明確にしてください。もし、3月議会の一般質問の答弁がうそであるならば、そのような答弁をした経緯と責任の所在を明らかにして、明確にご説明をいただきたい。

次に、この契約の内容に関してなんですが、先ほどのお話を聞いておりますと、また、今回の行政報告を聞いておりますと、北大の方に承認を受けるというものを出して、そしてやっているんだというんですが、これは、町長もその後おっしゃっていたんだけれども、そういう言い方は余り適当ではないのかもしらんけれども、今、新聞記事にもそういう書き方をしていますので言いますが、言ってしまえば、法的に言うと公務員のアルバイトに当たるわけです。

そうしますと、例えば、厚岸町職員が、私の事務所で手伝ってくれるということに、もしなったとします。そうすると、そういうことをやっていいかどうかということを、本人と契約した上で、許可していただけますかということを、やはり、私は、雇用なり、この場合、委任内容わかりませんが、町長の方に伺いを出しますし、本人も出すと思うんです。そして、差し支えないと言われて、初めて成り立つと思うんです。それが公務員のアルバイトですよね。

今回のこの教授に関しても、厚岸町との顧問契約に関しては — この場合には国立大学ですから、国家公務員です — 国家公務員の仕事ではありませんから、それで報酬をもらうわけですから、当然厚岸町の方でも、またご本人の方でも、機関に対して許可の伺いを出すと思うんです。それで、差し支えないというふうになると思うんです。

それが、この一覧表に基づいていろいろな資料をいただいたんですが、その中に 出てくるんです。「毎年貴大学外科治療学講座藤堂先生に顧問を委嘱申し上げたく 下記のとおりご依頼いたしますので、ご承諾願います。よろしくお願いいたしま す」というので出しているわけです。そして、医学部の課長の方から、「何年何月 付、何々で依頼あった表記の件に関しては、下記職員を委嘱することは本研究科は 差し支えありません」と、そういう文書をもらっているんです。

そうすると、これのもとになる契約は、きちんとしていなければなりませんね。 それがちゃんとあるかどうかということについてなんですが、先ほど口頭であった ということになるので、口頭ではそういうことができるのかどうか。問題なしとは 言わないというような式の話でしたが、そうではなくて、法的にきちんとご説明を いただきたいんです。

それから、それがわからなければ支出がわからないんです。というのは、幾ら幾らの目安にして考えたと、それは10万円だと。けれども、超えているから毎月20万円払っていた、こういう言い方なんです。そういう契約なんですか。そこのところがきちんとしていなければ、支出の根拠が成り立たないわけです。それで、支出の根拠をうかがわせる文書は、私が見せていただいたものは、先ほど言った北大に出している文書だけなんです。それを見ますと、月額10万円としか書いてないんです。これが、新聞で「やみ給与」とか何とかという見出しをつけられた部分なのかなというふうに思うわけです。

もし、これが承認を得ていないとすれば、この受け取っている方は国家公務員法 違反になります。厚岸町はその片棒を担いだことになりかねませんよ。それから、 地方財政法になるのかどうかはわからんけれども、厚岸町の支出の根拠も、「ロ頭 でした。そんな内容でした」と言うだけでもって成り立つのかどうか。この点につ いては、監査委員のご意見も伺いたい。

それで、「いやいや、これについてはちゃんとこういうような文書があって、おまえが知らないだけである」というんであるならば、その覚書なり何なりをきちんと出していただきたい。安心させてほしいんです。

次に、新聞報道によると名義貸し云々と、これは、今行政報告の中で相当突っ込んだ議論がありましたので、私の方はちょっと気の抜けたビールのようになってしまっているんですが、もう一度説明を具体的にしてください。先ほどの行政報告についての質疑の中でもあったように、やはりみんな心配しているんです。

この名義貸しというものについて定義をなさっています。この定義が、勤務実態 がないにもかかわらず報酬が支払われていること。それから、常勤医師の定数に組 み入れられていること、そして社会保険に加入していること。こういう条件を満た したときに名義貸しだというふうに町長のご答弁は定義されています。それから、 行政報告でも定義されております。

それで、もし、この定義に当たるものがなかったとしても、もうちょっと広い意味ではなかったのかということについても危惧があるんです。それは、先ほどの質疑の中でもあったように、療養型病床群をつくるとき、報酬を支払ったり、それから、社会保険加入だとかそういうことがもしなくても、帳面づらをそろえるために、差し当たって名前を借りたというようなことがあったとすると、やはり、この後いろいろな問題が出てきたときに、これは名義貸しだよとやられないのか。

それで、そうではないと、それについては、こうやって、こういう手だてを打ってあって、何も問題ないんだというようなふうにきちんとしてあるのであれば、そこまで説明してほしいんです。今言っているのは、名義貸しの中でも最も悪質な部分に入る名義貸しだと思うんです。良質なとは言いませんが、そこまで悪質でなくても、やはりうまくないよと言われるようなものも含めて、厚岸町はきちんと手を打ってあると思うんですよ。それを説明していただきたい。

以上で2回目の質問を終わります。

議長

昼食のため休憩いたします。答弁は午後から行いたいと思います。

休憩いたします。再開は1時とします。

休憩時刻12時05分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻13時00分

午前中の1番の一般質問に対する答弁を行います。

町長。

町 長

室﨑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、市町村合併について、さらにはまた、病院に関しての謝罪の問題、これに ついては私から答弁をいたします。その他につきましては、助役並びに事務長から 答弁をさせたいと存じます。

まず、合併問題でありますが、私の考えが明確でないというご質問でございます。 町長としての考え方でありますが、基本的には、対象町村相互のまちづくりに大 きくプラスになるのであれば進めるべきであり、その際、町長として町民や議会に も態度を明確にし、議論を重ねることになります。しかし、ご指摘がございました とおり、今はその段階ではありません。具体化した各分野別のシミュレーションも お示しできない状況にあるわけであります。なぜといいますと、4町にしても2町 にしても、相手があります。それを無視して、こちらが一方的に合併するしないを 示すことはできないわけであります。

そこで、さきに答弁を申し上げたとおり、私たちが注目をしているのが、年内予定されております地方制度調査会の最終報告であります。そこには、基礎的自治体の規模や、それに満たない町村の自治権の制約が盛り込まれるわけであります。これは推測でありますが、それが1万になるのか、3万になるのか、それによってそれに満たない町村の自治権がどんな形で制約されるのか。この最終報告が出た時点で、規模を満たす町村、満たさない町村、それぞれ大きな動きが出てくるものと思います。それをしっかりと見分けながら相手方を特定し、具体的なシミュレーションをお示しし、厚岸町長としての方針を町民や議会に提言をし、その上で将来の町のあり方や財政的な見通しを町民と大いに議論してまいりたい。これが、現段階における私のスタンスでございます。

続いて、医師の謝罪問題でありますが、一般質問に対するご回答の中でも申し上げましたが、平成11年の口頭弁論の前に、元院長が、町長室、私の部屋を訪れ、術後の管理に不適切な部分が指摘され訴訟になっていることに対して謝罪をしておりますし、前院長も、教授と対応について十分協議すると言っており、院長人事について差し控えるとのことから、第一外科として、直接かつ公式ではありませんが、間接的に謝罪表明があったものと理解をいたします。

以上でございます。

### 議 長 助役。

助 役 私の方からは、医師確保対策費の中の顧問料の支払い先につきまして、3月議会で大学の方へというお答えをさせていただきました。この3月議会でのやりとりに 関しましては、その医師確保対策経費総体そのものがどういうものであったか、その中で顧問料の契約関係、あるいは支払い方法などにも言及をされてご質問を受けたというふうに記憶をさせていただいております。

> これに対しまして、私は、大学の方へお支払いをしているという包括的な表現を させていただいております。確かに不適切かつ不分明な表現でございまして、厳密 には、大学にも認知をしていただいた上で藤堂教授個人に対しお支払いをしている、

あるいは藤堂先生個人と契約をしているというふうに答えるべきでございました。 大変答弁に適切性を欠きまして、かつ舌足らずでありましたことをおわびさせてい ただきたいと、かように存じます。

議 長」 病院事務長。

病 院 事務長 私からは、この顧問契約についていつからかということについて、この3月議会の答弁と本日の一般質問の答弁との差異についてご答弁をさせていただきます。

このたびの一般質問の平成9年1月からという内容につきましては、藤堂教授に限って答弁をさせていただきました。昭和57年からとの3月議会での答弁につきましては、私も前事務長から話を聞いておりましたけれども、繰り返してご答弁申し上げますけれども、今回の答弁は藤堂教授に限ってお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、契約関係の問題でありますけれども、初めに、覚書、契約書はあるのかということについて、覚書も契約書もございません。

そこで、法的な問題になってくるわけでありますけれども、例年、年度開始前に、 藤堂教授個人を診療アドバイザーとしてお願いすべき依頼の上、諸条件の合意を得 てきており、債権、債務の内容は、この時点で確定し、それをもって町立病院と教 授を当事者とする一種の司法上の委託契約が成立していることから、問題はないと 認識しております。

しかし、これらは公金の支出である以上、本来その根拠となる契約書を当事者間で取り交わして、債権、債務の諸条件を文書をもって相互に確認すべきであり、一部事務に大きな問題があったというふうに認識しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、名義貸しの問題でありますけれども、北大に関しての厳格な名義貸しに係る定義についてお答えをさせていただきました。その他につきましても、疑いの問題、少し定義を広げれば、さらに細かな調査が必要になってくる。少し時間をいただきたい、そんなふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長監査委員。

監査委員 先ほど、1番議員さんから質問がございました。監査委員としての公金支出に係る意見を伺いたいということであったと思いますけれども、この医療技術員確保対

策に関しましては、3月議会における室﨑議員の質問内容、さらには、8月23日ごろでしたか、新聞、テレビ等で大きく報道されました協力費、あるいは賛助金、こういったような問題があったわけでございまして、こういう関係の当町の支出の実態について、違法性があるか、なかったかということについて、現在、平成15年の定期監査を行っているという段階でございます。この病院の定期監査などとあわせて、こういった点も調査してまいったわけでございます。

そこで、先ほど具体的にございました顧問料の支出明細、根拠、こういったものについて監査委員の意見を聞きたいということだったと思いますけれども、この関係については、まず、いろいろ問題がありますけれども、第一に診療アドバイザーとして顧問の委嘱を行って、依頼を行っておる。それに対して、相手から差し支えないと ― いわゆる承諾です、こういった旨の回答を得ているというようなことがまず行われております。

これは何かというと、いわば支出をするための原因となるべき、契約ではございませんけれども、契約に似たような、契約その他の行為というものに一応当てはまるんではないかと。地方自治法第 232条の3にございます支出負担行為、公営企業においてはこういう明確な規定がないものですから、したからいいというわけではございませんけれども、地方自治の一般会計、特別会計と違った扱いの関係が企業会計にはあるものですから、一概にこれだと決めつけるわけにはいきませんけれども、そういう面で、支出の原因となる行為はされておるというふうに理解しております。

2つ目には、委託した業務の記録でございますけれども、例えば、平成14年におきましては、4月5日から平成15年1月31日まで、こちらの職員が出張した際、病院へ伺っていろいろ指導を受けた、あるいは、藤堂教授自体も平成14年10月4日に厚岸町立病院へ来ております。医局の関係で、指導、あるいは病院の経営全般についての運営を指導しているというような関係も、記録、あるいは復命書等により我々も調べたわけでございます。

そういうようなことで、一応そういう債務負担行為、こういったものも確認はできるんではないかというふうに考えております。それによって、実際支出伝票が切られまして、支払いがされておるということでございますから、一応そうした関係で見る限りにおいては、違法性はないものというふうに我々は見ておるわけでござ

います。

しかし、先ほども答弁の中であったように、書類的な、実際の成文した覚書というか、そういうようなものがされてないといったような関係、あるいは金額の面の関係、いろいろそういった面の改善すべき問題ももちろんあるということではございますけれども、大要としては、こういうような関係で違法性はないのではないかというふうに考えておりますので、ご了解願います。

議 長 答弁漏れはありますか。

1 番 あります。

議 長 どういうところでしょうか。

1 番 昭和57年からという追求をしたら、「平成9年からと違いました、そうです」と 言ったわけで、内容の説明を何もしてない。

> それから、この契約内容について聞いているんだけれども、その内容についての 説明もない。覚書、契約書がないという話に終始しているんだけれども、ないから といって契約の実態がないわけではないでしょう。ロ頭契約だとおっしゃったんだ から、そのロ頭契約についてきちんとした内容があるから、それについて支払いを しているんだというのがあなたたちの論ですよね。そうしたら、その契約内容をち ゃんと言わなかったら、私の聞いていることに答えてないではないですか。

議長暫時休憩します。

休憩時刻13時15分

議 長 再開いたします。

再開時刻13時19分

病院事務長。

病 院事務長

大変申しわけございませんた。

まず、1点目の3月の定例会の答弁の昭和57年度から、それから、このたびの一般質問の時期についての平成9年1月という相違でありますけれども、このたびの平成9年1月からという内容につきましては、藤堂教授との関係から申し上げると平成9年1月からだということで限定してご答弁をさせていただいた内容であります。昭和57年からという3月議会での答弁でありますけれども、私が前任者から聞いておりますのは、この北大第一外科との関係が昭和57年ころから続いたというふうには聞いております。繰り返して申し上げると、このたびのは藤堂教授に限って、平成9年から藤堂教授との契約が始まっているということについてご理解を賜りた

いと存じます。

2点目の、契約の内容でありますけれども、医療に関する専門的なアドバイスや、医師派遣に対する助言及び協力、さらには病院経営に対する助言をいただくことに対して、この契約上の債権として、随時、不定期、月1回、1回1時間程度を基準として、教授からの一今3つの点を申し上げましたけれども一私どもとして権利を受けると同時に、対価としてお支払いをするという内容になってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長

1番。

1 番

まず、合併についてなんですが、そうすると、町長は、今の段階で具体的なことはいろいろ腹の中にはあるけれども、対外的な問題もあるし、なかなか言うわけにはいかんと。だから、町民の皆さんもうちょっと待ってくれと。それで、11月に、一部からは総選挙が終わってからなんていうこともありますけれども、それはちょっとこっちへ置いて、これ以下の町村からは、場合によったら自治権を剥奪するぞというような、西尾試案と称する、非常に摩訶おどろおどろしい話も聞こえてくるわけです。そういうものが最終報告書の中に、もしかすると盛り込まれるかもしれない。そういうものを見てからでなければ合併の話はできないんだというふうに、今承ったんです。そういうものを見て、いろいろな諸般の状況を見て、そこで町長としての考え方も町民に示していこうという形であろうと。

そうすると、最後にスケジュールの話を聞いておきますが、10月中に町民の意向調査をするというようなことはしないですね。大事な話は一切していないんだから。そういうものが全部出て、町長の方として、この場合は合併した方が得だろうとか、いやいや、しないでいった方が利口じゃないかとかいうことを含めてのまちづくりの方向性、そういうものを町民に示した上で初めて、そして理解してもらって、それも一片の、広報あたりにちょろちょろっと書いた程度で「はい、できました」ではなくて、きちんと理解をしてもらった上で、初めて町民の意向調査に入ろうということになるというふうに理解してよろしいですね。その点を確認しておきます。何遍も先ほどからくどく申し上げますけれども、今の状態では、町民は判断できないと思うんです。そのことなんです。その点を確認しておきます。

それから、次に、今度は病院の問題です。

まず、2回目の答弁に沿って最初から言っていきます。

いわゆる顧問料と言われるものですが、そこでは、3月議会の議事録で昭和57年からというふうに答弁している。これは第一外科との関係を言ったものだと。今回の答弁は、平成9年1月からと言っている。これは、現在の藤堂という方に顧問になっていただいたというところが平成9年1月から始まっているんだ、こういうふうに言ったんです。私が聞いているのは顧問料ということで聞いているんですよ。それ以前の、昭和57年から平成9年までの間は、顧問料ではない形で関係を持っていたんですか。その話が何もないんですよ。それで、月に幾ら出していたんですか。どういう名目で出していたんですか。

それで、次に、3月議会で相手方を北大の方からと言ったと、舌足らずであったというふうに助役さんはおっしゃっていますが、そんな話で済みますか。一般質問での答弁ですよ。予算で、いきなりぽんと来た話ではないですよ。しかも、答弁をきちんとするために休憩とったんですよ。そして、担当事務長ではなくて、助役として最終的な答弁をしている。

私が聞いているのはこういうことなんです。顧問というのはどなたがなっているんですか、それで、その顧問契約というのはいつからしているんでしょうか、こうやって聞いたんです。これは、記録に基づいて言っていますから。記憶に基づいて言っているんではないですよ。それについて、事務長の答弁の中で、「医療技術員確保対策費の関係でございますけれども、これは昭和57年度からですか、一大学とのかかわりで現在にまで至っているというのが実態でございます。契約ということでは、特に契約を交わして顧問料を払っている状況にはございません」と答弁したんです。それで、それはちょっとおかしんではないかということになって、最終的にこの部分で休憩したんです。

そして、助役さんは、「北大医学部に診療アドバイザーとして、医師の派遣、あるいは診療のアドバイス、これを要請しているところでございます」。これは医学部がアドバイスしているわけでしょう。「当医科大学では受託をし、この医師派遣と、それから町立病院の診療に対するアドバイスをいただいているところでございます。この顧問料として大学の方にお支払いしているんです」、こういうふうに言っているわけですよ。

「大学の方に」というのが個人を意味するということが許されるのであるならば、 大変言葉は悪いんだが、「消防の方から」という商売は成り立ちますよ。やはり、 そういう答弁ではいただけないですな。きちんと答弁してください。

それから、次に、覚書や契約書はないとおっしゃいましたね。けれども、ロ頭でやっていて、これはきちんと決まっているんだということですね。そうでなければ支払いの根拠にならないですからね。それは、内容は、随時、不定期で、月に1時間程度の、相手をしてもらうという言い方はちょっと失礼ですね、アドバイスをしていただくということになると10万円。それを大きく超えるから20万円払いましたというんです。

いただいた資料、私も随分ひっくり返して読んでみました。そうしましたら、ここに支払った伝票があるんです。こういうのも全部出していただいて大変ありがたいんですが、これを見ますと、医局指導及び医師調整と書いてあるんです。ずっとこっちの方に来ますと、文字数の関係で医師調になっていますから、これは医師調整だと思います。毎年同じような形で書かれている。今の話と伝票のこの支出名目、違いませんか。口頭だから融通無碍になるというものではないでしょう。このあたりを明確にしていただきたい。

それから、大学に対して、こういう形でお願いしたいんだけれども、これは大学にお願いするんではないですよ。藤堂という先生にお願いしたいんだけれども、この先生は国家公務員だから、その所属機関の許可が要るわけで、よろしいでしょうかと。それに対して、「はい、差し支えありません」という回答をもらって、初めて成り立つわけですよね。そうでないと国家公務員法違反になる。そこでは、非常勤、不定期、月1回、1回1時間程度、報酬月額10万円と書いてあるんです。超えたときは20万円と書いてませんよ。これについてもどのようにお考えですか。根拠となるものが、もしこれしかないんであるならば、10万円を超えることができるんですか。

そこで、次に、監査委員にお伺いいたします。

監査委員さんは、先ほど「いろいろ問題があるけれども」というまくらをつけてお話くださいました。それで、委託の相手方との間で契約書にたぐいするものを交わしているというような言い方をなさいましたが、それは、恐らくこの顧問の委嘱についてというやりとりの文書だと思うんです。ほかにないですから。これは、相手方との文書ではありませんよ。顧問になっていただく相手方の所属している、いわば、差し支えなしという判を押すことのできる権限のある機関に対する文書です

よ。何でそんなものを一緒にするんですか。明確に答えてください。

それから、もう1点お聞きしておきますが、一般論として、ロ頭契約で支出はできるんですね。町の支払いは、契約書、覚書、何の名前でもいいです、文書を取り 交わさないでできるんですね。

それから、いろいろと指導を受けていることがうかがわれると、来たこともあるし、電話をかけたこともあると、こういうふうにおっしゃっている。私、それの一覧表も、できるというので出していただいたんですが、それを見ますと毎月なんかないんです。過去3カ年、平成12年までで結構ですから、今すぐ出ないでしょうから、どうせこれは決算委員会でも話になるでしょうから、毎月20万円を払っていた月はこうやって超えていました、こういう電話をかけてこんな指導を受けました、来たときにこんな話をしました、行ったときにこんなふうに指導を受けました、今月は1時間が2時間30分、あるいは今月は10時間になっているんでしょう、恐らく。それを全部記録を出してください。そうでなければ、今の監査委員のお話は、私は承服できないわけです。

それで、今はその記録がないから記録なしのままでお聞きしますが、これは、病 院側では全部押えているわけですよね。その点についてはいかがですか。

それから、もう一つ、これは2回目の質問では言わなかったことなんですが、今回出していただいた資料を見ますと、いろいろな贈答品だとかそういうところでは相手方の名前は入ってないです。それで、恐らくこの基準は、情報公開条例の基準に基づいているというふうに思われるんです。

そのことがうかがわれるのは、実は、新聞記事にもあるんです。今年の8月24日の朝日新聞で厚岸のことを書いているんですが、そこに写真が載っていまして、商品券リストが全部墨で塗ってあります。恐らく、これは情報公開条例でもって請求して出したんだろうと思われます。今回議会に出したのも恐らく同じ基準で、一覧表ですから、墨塗りではなくこのように横線にしたと思うんです。3回しかないですから、そこらは自分の推測でしゃべっていきますけれども。私の方でいただいたいろいろな文書のコピーでも、やはりそういうところは全部墨塗りしてあります。

厚岸町の情報公開条例の情報公開・非公開に関しては、第7条でこれを決めています。その中の第7条の2項第1号ですか、そこで非公開情報というものについて、個人にかかわるものについて書いています。これにのっとるんではないかと思うん

です。

厚岸町の情報公開条例は、全国でも最も最先端を走る優秀な条例だということは 専門家に高く評価されているところですが、厚岸町情報公開条例の解釈と運用の手 引きというのも総務課で出してくださっています。これをつくるときには、そうい うものについても議会と随分と詰めた議論をしましたので。

この場合には、いわゆる会食とか懇談とかいうようなものと同じたぐいのものだろうと私は思うんですが、この総務課で出している厚岸町情報公開条例解釈と運用の手引きでもって公権解釈をやっているわけですが、そこで「会食、懇談等の相手方の個人名は、原則として本号の非公開情報には該当しないものとする」というふうにはっきり記載されています。今回これが墨で塗られた、その特別の理由。情報公開条例並びにその公権解釈と照らし合わせてどうなのか、この点についてもご説明をいただきたいわけです。

議長

行財政課長。

行財政課 長

私の方から、今後の合併のスケジュールについてお話をさせていただきたいとい うふうに思っています。

今後の町民の意識を探るという方法で、アンケート調査を手段としては検討して まいっておりますけれども、いずれにいたしましても、今回質問者からおっしゃら れましたとおり、厚岸町におかれる合併した場合の具体的な内容についての検討と いうのが、各町村との合意も至っていないため、これは進めることができている状 況にはありません。そういう中で、今後の日程等につきましては、今回の議会で町 村合併等調査特別委員会も設置されましたので、その中で相談をさせていただきな がら、町民の意識を探る方法についてもご協議をしてまいりたいと思いますので、 よろしくお願いしたいと思います。

議長

助役。

助役

3月議会の私の答弁に関しまして、再答弁をさせていただきたいと存じます。

ご指摘のありましたとおり、私の答弁は、大変的確性を欠いておりまして、正確には、先ほども申し述べさせていただきましたとおり、契約の相手方は教授個人、さらに、支払先は、これもまた教授個人というふうにお答えすべきでございました。大変不明瞭かつ適切な答弁ではなかったということをまことに申しわけなく、おわびを申し上げたいと存じます。

再度の答弁になりますけれども、まことに抗弁の余地はなく、ご指摘をいただい た点につきましては、重く受けとめさせていただいております。大変申しわけござ いませんでした。

議長

病 院 事務長 私からは、3月定例会での答弁の昭和57年からの問題についてお答えをさせてい

ただきます。

病院事務長。

3月の答弁の中で、昭和57年からというふうになっておりますけれども、私が病院を担当させていただきましたのが、今年の4月からであります。前任者の答弁がどうなのか、真意はちょっとわかりませんけれども、昭和57年、58年は、本来文書が存在しないというふうに認識しておりますし、私どもは、文書類目表によって、毎年期限が切れたものは廃棄をする、こういう事務処理をしなければならない。こういう前提に立てば、今ご質問にありました昭和57年から平成8年までの裏づける文書はございませんので、そういう意味で、私は、藤堂教授に対する顧問について平成9年からというふうにお答えをさせていただいた内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、伝票の内容の問題でありますけれども、ご指摘のとおり、この間ずっと、 前年どおりの仕事内容から医局指導及び医局調整顧問料、ただ単に伝票に記載をし、 決裁をとってきたのではないのかというふうに思っていますし、今、そうであれば、 きちんと顧問料なら顧問料という形の中で、伝票の内容もそのようにして支出する べきではなかったのかというふうに考えておるところでございます。

兼業の許可と金額の問題についてご質問がありました。超えた部分は20万円とは 書いてないということでありました。私どもとしては、これは、あくまでも大学へ の兼業の許可の問題でありまして、契約当事者間は、あくまでも藤堂教授個人であ り、個人口座に振り込んでおりますので、その使途を束縛する性質のものではない というふうに判断をさせていただいておりまして、そういうことで、兼業の問題に ついて、その基準について、大学の許可をいただいているというふうに理解をして いるところでございます。

次に、毎月基準額を超えているために20万円を支払っているわけでありますけれども、これを超えていた具体的な記録の問題でございますけれども、私どもは、お示しできる資料というのは、こちらから札幌に出向いた問題、あるいは藤堂教授が

こちらへ来ていただいた点、この点だけでございまして、ご質問ありました電話やファクスの記録等について逐次記録をとっていません。そういう意味では、細かい、この内容を裏づける記録を持ち合わせていないということについて、ご理解を賜りたいと存じます。

議長

総務課長。

総務課長

情報の開示、非開示の関係でございますけれども、お答え申し上げたいと思いま す。

今回のものにつきまして、相手方の氏名、墨塗りといいましょうか、非開示にいたしております。これにつきましては、相手方に迷惑が及ぶおそれがあるというような判断のもと、一部非開示として取り扱わせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長

監査委員。

監査委員

ご質問の中で、いろいろと答弁した中で、依頼者に対して依頼状を出した、それに対して返事が来たと、そういうものが、相手方でなくて、その機関に対してのあれだから、効果はないのではないかというような発言だったと思います。

あれはともかくとしまして、顧問の職について回答というものが相手の上司というか、医学部長さんから来ているわけです。この文書に基づいて、町としては、月何ぼ支出してよろしいかというような、書類上でございますけれども、一応決裁をとっているわけでございます。そういうことを我々が耳にする限りにおいては、これは、相手方に対してそういう債務が発生したのではないかというふうに判断をするわけでございます。

しかし、実際、それを頼んだだけの業務がされたかどうかということが問題でございまして、これは、実際、監査委員として事務処理上改善すべき点が、指摘すべき事項が2・3あるわけでございます。その中にも入っていますけれども、こうした関係の相手との協定というか、覚書というか、こういうものは藤堂さんなる者と町の病院開設者の間でしかと交わしておく、明確にするという必要がもちろんあります。

しかしながら、現在は残念ながらそういうものはないと。何によって判断するか というなれば、こちらから顧問アドバイザーを依頼する、それに対する、向こうの 支障はない、受けますよと、承諾の、そういった文書で、しかも回答文書で月々何 ぼ支出していいかと決裁を受けて、これが一つの支出の根拠になってくるのではないかというふうに我々は判断をせざるを得ないということでございまして、当然これはお互いの当事者の間の契約並びに契約があったと、毎月金を支出する、事前にそれだけの債務負担行為があったと、相手方の履行があったというような、工事でいえば検収書みたいなものです。それにかわるようなものを当然つけた上で伝票を起こしてやらなければいけないというふうに考えるわけでございますけれども、支出伺いで支出してよろしいかというものはありますけれども、そういうものが現在のところちょっとないので。

先ほど言ったように、大変そういう面で不備な点が多い、これは当然指摘の中に加えなければならないと思います。そういうことでございますけれども、現状においてはそういう中で判断したという実態でございます。

議長

それでは、特にもう1回発言を認めます。

1番。

1 番

監査委員さん、1つ答弁してないんです。ロ頭契約で支出できるんですかということを聞いているんですが、そのことについて何もおっしゃってないです。うかがわれるものがあればうかがわれるものがあるとおっしゃるだけで、本体について話してません。その点言ってください。

それから、病院事務長にお聞きしますが、超えたら20万円という話は、本体契約をうかがうところの唯一の文書である、開設者から医学部長に対する委嘱依頼の中には書いていませんね。文書には10万円としか書いてないんですよ。すると、文書より口頭の方が優先するんですね。

それからもう一つ、ロ頭の方が優先するというのは、今言った伝票です。それについては医師調整とはっきり書いてあるんです。医師調整と書いてある伝票よりは、全然僕らにはわからないロ頭の方が優先するんですね。そういう形でもって厚岸町の事務というのは行うことができるんですね。この2点だけはお答えいただきたい。なお、あと情報公開条例の答弁は答弁になってません。声帯で空気を振動させれば答弁ではありませんよ、課長。

それで、決算委員会でまたこの問題についてはやるといいますから、その中で、 関連したものとして、またずっとお聞きしようと思います。ほかにも重要な一般質 問がどんどんありますから、私一人でもって時間をとるわけにいきませんので、こ の点だけ確認しておきます。

議長

監査委員。

監査委員

確かに、室﨑議員の言うように、口頭契約では当然契約などはできっこありません。これははっきりしています。ただ、そういうものが、協定もない、それからそういう検収もないという中において、何で判断したかといったら、さっき言ったように、書面上の医学部長に対する委嘱の依頼状、医学部のだれだれを使いたいという特定する委嘱状です。それに対する、だれだれを使って差し支えないという返事が来ています。ということは、上司からその委嘱の教授を使っていいという承諾、そういったものにかわるものではないかと。ですから、そういう正規の契約はないけれども、口頭の契約ではないし、書面的なものは来ているんだというふうに私は判断しています。

1 番

納得できないけれども、あとは決算委員会でやりましょう。

議長

町長。

町 長

私から訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの医師の謝罪に関しての答弁の中で、平成11年と言ったそうであります。 平成14年でございますので、訂正をいただきたいと思います。

議長

暫時休憩します。

休憩時刻13時52分

議長

再開します。

再開時刻13時54分

病院事務長。

病 院 事務長 大変申しわけございません。ご質問にありました事務処理の問題でありますけれ ども、私どもといたしましては、20万円により決裁をとって事務処理をさせていた だいております。

また、先ほどもお答えしましたけれども、この伝票の内容に一部業務の内容がき ちんと明確になっていない、こういう点では不適切であったというふうに思います。 支出をする中身についてきちんと明示をするということができてなかったとこの点 については不適切であったというふうに考えて要るところでございますので、ご理 解を賜りたいと存じます。

議長

以上で、室﨑議員の一般質問を終わります。

次に、13番、菊池議員の一般質問を行います。

13番、菊池議員。

13 番

第3回の定例会に当たり、さきに通告してありました4件について、町理事者からの回答を求めるところであります。

まず、第1点は、今、国内の市町村が論議続行中の合併問題であります。

市町村合併については、歴史を見てみると、過去2回の合併がありました。最初は明治の大合併、このときは、明治21年に7万1,314の市町村を翌明治22年には1万5,859と、5分の1に再編されました。2番目は昭和の大合併で、昭和28年に9,868の市町村を昭和36年には3,472と3分の1に減少させました。前者は明治維新、後者は戦後改革という大きな変革期において、いずれも新しい地方行政を担う基礎的自治体としての市町村を創設するために進められた大合併でありました。

そして、今、国は平成の大合併をおよそ 3,200の市町村を 1,000有余に進めようとしています。目標は財政再建、都市化政策、少子・高齢化への対応、地方分権の推進、効率性の向上、住民ニーズへの対応、広域化への対応などとしています。また、国は事務を移譲するに当たり、受け皿としての自治体の規模を整備・強化するためなどとしています。

そこで、これからの厚岸町の進むべき方向はどうあるべきか、町民の関心事でもあります。国の推進する市町村合併が町の発展につながっていくのか、それとも現状維持で対応していくのか、釧路支庁管内1市9カ町村それぞれの町が議論をしているところでありますが、ここで町長の考え方をお聞かせいただきたいのであります。

次に、第2点目であります。

厚岸町行財政改革の進め方についてお伺いいたします。

行財政改革とは、一口で言えば、改革によって財源を生み、その生み出した財源で一層積極的なまちづくりをする、これが目的であると思います。すなわち、スリム化と経済・文化の発展であります。今議論中の市町村合併も、最大の行財政改革であります。また、町民の税金を1円もむだなく効率よく使う、これは地方自治の原点であります。町の財政運営方針にも総括されてはおりますが、これからの行財政改革の進め方について、どの部分をどう方向づけるのか、具体的にお示しいただきたいのであります。

次に、第3点目であります。

中心市街地活性化について、町長が公約として挙げておりました湖南地区の松葉 町通りの都市計画整理事業についての考え方でありますが、現在までこの関係で使 われた事業名と金額を資料でお示しいただきたい。

また、公約と現実の状況から判断し、将来の展望をどう予想というか、どう計画 しているのかをお考えをお聞かせいただきたいのであります。

次に、第4点目であります。

平成9年の3月定例会にも、一般質問で町指定有形文化財牡蠣島弁天神社内の市 杵島姫命弁財天座像を守っている台座修復についてお伺いし、町理事者、教育委員 会のご理解のもと、その改修にご配慮をいただきました。今年も、年初めから厳冬 期には再び結氷した固まりが流れ出し、相当の被害を受け、その修復に牡蠣島弁天 神社保存会が予算を捻出し、社殿の修復を図ったところであります。

そこで、私は、この文化財であります弁財天座像を守っている牡蠣島弁天神社の 保存管理のあり方について、今後どう取り組んでいくべきか、関係部署の考え方を お聞かせいただきたい。

なお、この件につきましては、さきに申し上げた前回、平成9年3月定例会において、あの時点で、今後改修や神社擁護のためには、将来においても自然災害など再度の氷の移動などによる被害が予想されるので、きちんとした保存や防御のための計画が必要であると予告していたものでありますが、現実に被害が出ました。その後の管理保存体制をどうするかについての対応、対処はどうであったかについてもお示しいただきたいのであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

### 議長町長。

町 長

13番、菊池議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市町村合併への考え方についてのご質問でありますが、さきの1番、室 﨑議員にも答弁いたしましたが、私は、基本姿勢として、我が厚岸町が合併を選択してどうしていくかということではなく、厚岸町のまちづくりが、将来のあるべき姿としてどうあるべきかという議論の延長線上の一つの選択肢として、市町村合併をとらえております。合併問題はまちづくりの基本となる重要な事柄でありますので、厚岸町の将来進むべき方向はどうあるべきかということを議員各位、町民の皆さんと議論をする中で見出していきたいと考えております。

また、国の推進する市町村合併が町の発展につながっていくのかということについては、将来のまちづくりの町民挙げての活発な議論に負うところが非常に大きく、現状のまま何もしないでいたならば、町が発展する機会を逸することにもなりかねないと考えております。

つまり、市町村合併は地方分権の担い手にふさわしい行政基盤を有する基礎的自 治体の形成のための自治体の再編成と位置づけられており、その基礎的自治体とは、 住民にもっとも身近な総合的行政主体として、国や都道府県との適切な役割分担の もとに、自立性の高い行政主体となり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を 有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有す るものとするとされています。

その基礎的自治体のあり方が年内には示される予定となっていますが、場合によっては地方自治体としての自治権を守れないことも想定され、幾ら現状維持で単独の町としてあり続けたいとしても、それが許されない状況になることも懸念されます。いずれにいたしましても、合併するしない、合併するとしたらどの枠組みで行うか調査・研究を重ね、一定の時期がまいりましたら、議会を初め、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、町としての考え方を示したいと考えております。

次に、2点目の厚岸町行財政改革の進め方についてのご質問でありますが、厚岸町では、昭和61年度から平成2年度までの行政改革、さらには、平成8年度から平成12年度までの第2次行政改革を実施し、現在、平成13年度に策定した財政運営基本方針による具体的短期プログラムで平成14年度から平成16年度までの3カ年の行財政の見直しにより、年間約3億円の財源捻出が確実に行われると見込んでおり、平成16年度までの財政収支バランスは保つことができると考えています。

しかし、2年前に策定した財政推計には、現在国が進める三位一体の改革による 地方交付税の見直しなどが織り込まれておらず、磐石な財政基盤を確立するために は、さらに先を見越した財政推計を行わなければ町としての将来が見通しすること ができないことから、現行の3カ年計画を1年前倒しをして、平成16年度を初年度 とする財政運営基本方針の見直しの作業を、助役を委員長とする財政改革委員会で 行っているところであります。

現在の作業状況といたしましては、平成14年度の決算及び平成15年度の予算執行 状況を踏まえ、ある一定の仮定条件のもと、平成16年から5年間の財政推計を行い ました。その推計では財源不足が想定されることから、全職員に対して、行財政改革についての意見募集を行い、それに基づき、8月までに各課のヒアリングを終え、それぞれの事項について改革は可能か、改革をするに当たっての必要な手続、どんなスケジュールで行うことができるかなどについての再検討を指示しているところであります。

その改革の項目については、1つ、受益と負担、1つ、町民サービス、1つ、公共施設管理運営、1つ、補助金負担金、1つ、事務執行経費、1つ、特別会計・企業会計への一般会計負担、1つ、その他と、大きく区分することを考えております。さらに、今年度から行政評価システムを導入し、平成14年度の決算をベースに、費用対効果などに基づき、予算説明書に載っております事業ごとに評価を行い、見直しの必要があるとの結論を見出せれば、改革事項としたいと考えております。

今後は、各課への再検討の指示事項がまとまり次第、それぞれ再ヒアリングを行い、取りまとめた改革事項を財政改革委員会に図って財政運営基本方針を策定し、町長であります私に報告される手順になっております。その内容は、議会議員の皆様、町民の皆様に公表し、ご意見をお聞きしながら、町の方針策定をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の均衡ある発展から、個性ある地方の競争と言われる時代を反映した、三位一体の改革による刻々と変わる地方財政環境の中で、さらなる地方交付税を初めとする使える財源の減少、底を突く財政調整基金などの積立金の状況を十分に踏まえ、それらに対応する新たなる財政運営基本方針を今年度中にお示しをいたしたく、鋭意努力しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続いて、3点目の中心市街地活性化への考え方についての質問にお答えをいたします。

まず、中心市街地の活性化を推し進めるために、現在まで行ってきた調査事業と その事業費についてのお尋ねであります。

このことにつきましては、資料の請求がありましたので、別紙にその内容をまとめ、配付しておりますが、平成10年度から平成14年度まで、土地区画整理事業にかかわる調査が4件で、事業費が5,829万5,000円、商業活性化にかかわる調査が4件で2,795万4,000円、合わせて8件、8,624万9,000円となっております。

次に、私の公約としての中心市街地の活性化事業の将来展望についてであります。 公約にありました中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、本年2月、 全国で 553番目の計画として国に受理されたところでありますが、この計画では、 湖南地区中心市街地の整備を主に、道道の区域変更と土地区画整理事業の組み合わ せで実施することを想定しておりました。しかしながら、地権者等の意向調査の結 果や土地区画整理事業の事業採択基準の面積要件の変更、さらには町財政の急速な 悪化などにより、土地区画整理事業想定区域面積の大幅な縮小を余儀なくされ、関 係者と対応を協議してまいりましたが、今まで目指してきた事業手法では、もはや 中心市街地の活性化は困難と判断したところであります。

これまで目指してきた事業手法は断念しましたが、中心市街地の活性化は緊急の 課題であることに変わりはなく、少子・高齢化社会に対応し、にぎわいと便利さを 感じられる中心市街地を基本となる考え方として、今日の自治体を取り巻く諸情勢 を十分見据えながら、実現可能なまちづくり計画を今年度中にまとめたいと考えて おります。

したがいまして、公約実現に向け、引き続き努力してまいりますが、財政が大変 厳しい状況であることも踏まえて、財源の捻出には特に意を配し、慎重に対応して まいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

### 議長

教育長。

### 教育長

私の方からは、4点目の牡蠣島弁天神社の保存管理のあり方についてお答えさせていただきます。

厚岸港牡蠣島弁天神社に納められている弁財天座像は、海の幸と漁の安全を守る神として長い間町民から親しまれていることや、美術的にすぐれていることから、昭和53年11月に厚岸町の有形文化財に指定して、保存管理しているところであります。

この弁財天座像を守っている弁天神社が、自然の猛威によってたびたび被害を受けております。最近では、平成9年2月の異常低気圧の接近に伴う港内の氷の固まりによりまして、神社の台座や鳥居がえぐられる大きな被害を受けました。このとき、町の一部助成を受けて、弁天神社保存会が修復工事を行っております。さらに、本年4月にも、港内の氷結が解け、大きな氷の固まりとなりまして、社殿北側の壁

が約2平方メートルほど破損するという被害を受けております。

牡蠣島弁天神社は、当然弁財天座像と一体的に保存管理すべきでありますが、今 回の被害に対する補償費用を含めて、基本的には、厚岸町文化財保護条例の経費負 担を基本に対応していきたいというふうに考えております。

弁天神社は、ご承知のとおり 200年以上も厚岸港を見守り続けてきた歴史ある神社で、ライトアップによる観光振興の面でも、大きな役割を果たしている貴重な文化財であります。しかも、今後も同様な被害が十分想定されますので、今後の保存管理のあり方につきまして関係者と十分協議をいたしまして、牡蠣島弁天神社の保存管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

## 議長

13番。

### 13 番

お答えをいただきました。

初めに、市町村合併の方からお聞きします。

以前の議会で、7番議員の一般質問の中で、町長は、国は、地方分権の受け皿として地方自治体の規模や経営体質を強化充実させるとともに、地方行政機構を簡素化することをねらいとしていることについて、基本的に異論はないということで、大枠では賛成論とも受け取れる答弁をされておりました。

そこで、さきに北海道市町村合併推進要綱検討委員会による厚岸町、浜中町、2 町による合併案、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町、4町による市町村合併等問題研究会による調査研究と、今まで二通りの経緯があるわけでございますが、いよいよ町としては、広報「あっけし」への情報の掲載及び地区別懇談会や出前懇談会の実施など、本件について、最近町民に対して積極的な姿勢になっていると受けとめております。

合併か否かを決めるのは各自治体の住民の総意が決定づけることとしておりますが、そこで、この合併の可否を問う住民投票について考えておられるかどうかお伺いいたします。また、住民フォーラム、それとアンケート、この辺をどう考えているかについてお伺いいたします。

また、9月11日に東京で開催されました全国合併協議会連絡会において、片山総務大臣は、これからの市町村のため、より一層の合併推進を呼びかけていましたが、町民のリーダーとしての町長の合併にかける意向は、先ほどの室﨑議員、そして私

の答弁に対して、町民との議論をしなければならないということで、厚岸町の進む べき方向について町長の見解をはっきりとまだ述べられない状態になっていますが、 もう少し具体性と積極性が欲しいと思います。

懇談会では、4町の行財政の現況と財政推計などの説明のみで、厚岸町の進むべき方向について、町民との議論がここに来ていま一つ盛り上がりに欠けるというか、不足ぎみと考えます。

1つには、まず、合併によって何が心配なのかを明らかにして、住民と十分な議論をする。つまり、町民の経済を支えている産業にブレーキがかかるのか、町民の所得確保に影響が出るのかとか、最低でも従来の行政サービスが受けられるかとか、町民の満足度の確保などの議論が必要であると思います。町では4町の説明会だけで今のところ精いっぱいであると思いますが、材料不足だと私は思うのであります。

2つ目には、地域の価値をしっかり見ていくこと。どんなまちづくりをするのか、 どんな生き方をしていくのかが見えないと、合併問題は解決できません。つまり、 地域の中で一番重視しているものなどを検討するということでございます。

2つには、町政をあずかっている町長がどういう方向に進みたいのか、どんなま ちづくりをしたいのかという目標を打ち出して、住民との議論をしなければならな いと思います。

他町村の考え方を調べてみましたが、要点をまとめてみますと、浜中町は町民に合併情報を提供して住民議論を重ね、将来のまちづくりを検討し、住民合意の方向性を見出したい。懇談会は10月に予定する。標茶町は、懇談会、町民会議、住民フォーラムで情報提供し、そして議論し、アンケートを実施し、方向を定めたい。弟子屈町は、4町の研究会の報告書をもとに、4町の首長会議で意見交換し、町民に報告しながら意見を聞き、まちづくりに力を尽くしたい。白糠町は、住民投票は今の時点では考えていない。あくまでも、住民説明会をし判断材料を理解していただき、その上でどうあるべきかを判断していく。ざっと4町ばかり調べてみたのですが、こういうような町議会での回答をしているようでございます。

町長のもう少し具体的な、積極的な発言について、意見を求めるところであります。

次に、行財政改革。

行財政改革の進め方について、先ほどはいろいろとご答弁いただきましたが、私

が考えていることの1つに、内部経費の問題、2つ目に行政の責任領域の問題、3 つ目に収入の課題、4つ目には徹底した歳出の問題。

内部経費については、人件費、組織の見直し、民間委託、効率経営、いわゆるむだを切り落とすことでございます。給与、特別職、各担当課、これらの組織の見直し、人件費関係。厳しくなってきたら、民間の場合は明快であります。ご承知のとおり、減俸、減量、リストラで進めるわけでございます。

2つ目の行政の責任領域としましては、対住民向けのまちづくり、役割を終えた 事業や補助金はスクラップし、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをし、新しい 時代に必要な事業と入れかえる。要するに、役場の守備範囲の見直しであります。 つまり、行政のやる範囲、分野のけじめであります。

3つ目に収入の課題。自主財源と依存財源の分析を行う。収入の確保、住宅や保 育滞納整理、適正課税。

4つ目には徹底した歳出の削減、特に人件費。これらを改めて見直すことが必要 ではないかと思うのであります。

次に、中心市街地活性化であります。

日ごろ町長は、まちづくりを進めるに当たり、町民との協働関係を築き上げることが重要であり、最近は変化が余りにも急激で、迅速かつ臨機応変に対応せねば後手に回るという気の抜けない時代である。国政の動向いかんでは、町の政策や方針が目まぐるしく変化すると執行方針でも述べていますが、中心市街地活性化についても、地域住民との一部協働関係の動揺によって、北海道との不協和音が発生しているのも事実であります。

今日の車社会、大型店開放、コンビニエンスストアなどの時代を迎えてから、全国各地の商店街の空洞化が進む中、その再生を目指す中心市街地活性化活用のため、厚岸町も基本計画を国に提出済みとありましたが、これまでの経過を見ると、湖南地区において、5月26日付で松葉町まちづくり推進協議会役員会が新体制になりまして、厚岸町長との懇談における協議会としての要望が出されました。これは、道道へ区域変更要望等7項目を5月28日付で行っております。それで、6月18日付、厚岸町役場まちづくり推進課長名で、湖南地区中心市街地活性化の事業の結果及び今後の方針について述べていますが、白紙に戻すとあります。

そこでお聞きしますが、第4期厚岸町総合計画、平成15年度から17年度、第4次

実施計画に掲載しているのは4つほどございます。1つ、湖南地区土地区画整理事業、平成14年度から20年度、総事業費11億4,295万円、2つ目に市街地再開発事業、平成16年度から22年度、総事業費13億1,019万円、3つ目に都市計画マスタープラン等策定事業、平成13年度から15年度、総事業費1,575万8,000円、4つ目に都市計画決定業務委託事業、平成14年度から15年度、総事業費570万1,000円、これらの事業は関連していると思われますが、そう理解してよろしいでしょうか。計画どおり実行していくのかどうか、この件についてご回答をお願いいたします。

それから、今後の財政を推計すると、湖南地区計画は現状困難ではないかとの状況になってきたわけでございますが、初めは9へクタールで進められる予定が4.5~クタールに、4.5~クタールが1.4~クタールにとだんだん縮小されて、計画が断念せざるを得ないような状態になっています。これで、計画は、今、町長の回答では、それでも、まず、縮小の中でも道と相談しながらやっていくという意思を述べられておりますけれども、町民に対して、不安感がないかどうか我々は心配しているところでございます。もう一度、その辺の方針づけについてはっきりとしたお答えをお願いいたします。

次に、牡蠣島弁天神社の保存管理のあり方についてお伺いします。

一応、私が資料でつくってきたのを刷っていただいたんですけれども、最近までの修復工事や改修経過の経緯を全部載せてあります。昭和が3回、平成が4回でございます。平成3年、これは社殿のかさ上げ工事でございます。社殿のかさ上げ工事が311万8,000円、平成5年の大鳥居修復、これが48万5,000円、平成9年、流れ氷被害による台座改修が1,237万8,000円、このときに、町の方から200万円の援助をいただきました。平成15年は、流れ氷被害による社殿の修復、修復金額が60万3,000円。

現状、牡蠣島弁天神社保存会、いわゆる奔渡町自治会が中心となりまして、被害があったとき、漁業組合の牡蠣、アサリ班や文化財管理の教育委員会の補助、それに有志者・篤志者、これらの浄財を仰ぎ、修復や改修などをして、保存や管理をしているのが実態であります。

この保存管理のあり方につきまして、関係団体と申しますと、厚岸町の教育委員会、それから厚岸漁業協同組合、牡蠣島弁天神社保存会、厚岸観光協会、文化財専門委員会、町の水産課等が関係してくると思いますので、関係者が集合して会議、

検討するべきではないかと。そのほか関係者があれば、その関係者も入れて話し合いをした方がいいんではないかと。

今回は、改めて補助を求めているものではありません。管理のあり方、保存のあり方を説いているのであります。防御のあり方については、自然体系の現状維持、あるいは最低工作される場合、専門技術会社のコンサルも必要でないかと、計画で立てなければならないのではないかと、このように思うわけでございます。被害があるごとに保存会が対応するには限度があるわけでございます。このことなどについて、あの時点で、つまり、平成9年3月時点で質問した段階で検討してほしかったわけでございます。この反省を踏まえて、ぜひとも関係団体の協議を望んでおきます。

2回目の質問を終わります。

議長

町長。

町 長

私からは、合併問題について。なおまた、財政、中心市街地等の問題につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

申すまでもなく、合併といいますのは、厚岸町の存立にかかわる、極めて重要な 問題であります。すなわち、自治体が別の自治体になる、そういうことでございま す。今、質問がございましたとおり、町長が、明確に合併する、しない、その方向 を示せば、それぞれの議論が活発になるかと思います。

しかし、先ほど室崎議員にも答弁をいたしましたが、現段階には、合併問題について町民に対して情報提供をするということが大事な段階であると認識をいたしております。その結果、私といたしましては、最終的な決断、もちろん、今日議会においても特別委員会が設置をされたわけであります。議会の論議も踏まえて、決断をしなければならないわけでもございます。

そういう意味で、相手がどのような、厚岸町に対する、合併に対する姿勢を示すか、すなわち、相手方によって21世紀の厚岸町のまちづくりというのも大きく変わってくるわけでございまして、町民に対して、合併したならばこういうすばらしい町になりますということは、現段階で示されないということでございますので、デメリット、メリットについては、最終的な私の判断で、その方向が決まるんではなかろうかと、かように考えております。

しかしながら、私といたしましては、先ほどの室崎議員への答弁でもいたしまし

たけれども、合併特例法の期限であります平成17年3月を意識しながら、町民に対して合併情報を提供し、一緒になって、合併を行った場合と合併を行わなかった場合のどちらが将来のまちづくりにとって有効なのか、いろいろと議論をさせていただきたい。

さらにはまた、内部的には、私は、待ちの姿勢であってはならないと思います。 すなわち、厚岸町としては、いろいろなパターンを考えながら、内部でもいろいろ と研究、調査をする必要があるんではなかろうかと、かように考えておりますので、 私といたしましては、合併については町民の意見、そしてまた議会との意見を尊重 しながら、最終的に決断をさせていただきたい、そのように考えておりますので、 ご理解をいただきたいと存じます。

それから、住民投票のお話がございました。これについても、その段階で、私はどう扱うのか。先ほどアンケート調査の問題がありましたが、当初10月にアンケート調査をしたいと考えておりましたけれども、合併懇談会において町民のご意見を聞きましたならば、なかなかまだ町民が理解しないという消極的なご意見もあったわけでございますので、今の段階ではアンケート調査は難しいだろうと考えております。さらにはまた、一つの最終的な決断としては住民投票の仕方もあるのではなかろうかと、かように私は考えます。

議長

行財政課 長

行財政課長。

今、町長から住民投票のお話をいたしましたけれども、フォーラム関係につきまして、標茶でもやられているということを聞いておりますし、実は、その標茶のフォーラムにも、うちの職員が行ってまいっております。いずれにいたしましても、合併をいろいろな観点から考えるという意味では、そういうことも含めて今後の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、財政問題について答弁をさせていただきますけれども、平成13年度に今の財政運営基本方針を立ち上げまして、今、その改革プログラムの中で進めているわけでございますけれども、先ほども町長の答弁から申し上げましたとおり、非常に行財政関係の中身が変わってきているということでございます。そういう意味で、この財政の基本方針の見直しといいましても、新たに平成16年度からスタートして、約5カ年間ぐらいの財政推計を立てまして、今、質問者がおっしゃいます内部経費の問題、行政の責任、守備範囲の問題、収入、歳出、収入については確保、さらに

は、歳出については削減の考え方を含めて検討しております。

これにつきましては、先ほども町長から答弁を申し上げましたけれども、年度内に中身についての状況をご提示できるように、今、鋭意進めているところでございますので、その段階においての取りまとめまで、しばらくこの内容についての具体的進め方についてはお待ちをいただきたいというふうに思っております。

# 議長

推進課長

まちづくり

まちづくり推進課長。

中心市街地活性化の質問についてお答えを申し上げます。

湖南地区市街地の活性化につきましては、道道の区域変更及び土地区画整理事業の組み合わせにより行うという計画を持っておりましたけれども、先ほど答弁いたしましたように、諸般の事情によりまして、それを断念せざるを得ないという状況に至りました。ただ、道道区域変更は、これまでまちづくりの観点から重要課題として要望しておりましたけれども、この問題については、今後とも厚岸町の総合的な交通体系の問題として、引き続き道に要望していくということにしているところでございます。

その結果として、第4次3カ年実施計画に登載されております土地区画整理事業、それから、ここで述べております市街地再開発事業につきましても、土地区画整理事業を前提とした市街地再開発事業ということになっておりますので、この計画についても断念をするということになります。ただし、土地区画整理事業がなくなりましても、市街地再開発事業単独ということも、これからの議論の中では考えられないことはないという1つの手法でありますので、それについては、今後いろいろな議論を踏まえて判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。それから、さらに関連があるのかというお尋ねで、都市計画マスタープランについてお尋ねがありました。

これについては、直接の関係というのはないわけでありますが、都市計画マスタープランというのは、都市計画法第18条の2で都道府県が定める市町村の都市計画区域ごとの基本方針、これは北海道が定める責任を負うわけですが、これに即して、当該市町村もその都市計画に関する基本方針、いわゆるマスタープランを定めるものとするという法律事項がございます。

それに基づきまして、町は、土地利用方針、あるいは景観形成、こういったことを含む総合的なまちづくり計画と申しますか、総合計画を基本とした今後20年間の

都市計画の基本方針づくりを今行っているところでありまして、その中でうたわれる、例えば松葉町の将来のあり方、こういったものにつきましては、当然中心市街地活性化のこれからつくられる計画と連動させていかなければならないという内容のものでございます。

それから、都市計画決定という事業を第4次3カ年実施計画で登載しているわけでありますけれども、都市計画区域内で行われる道道の区域変更を、あるいは土地区画整理事業を、事業を起こす場合に、これは北海道の審議会で決定するわけでありますけれども、都市計画決定という手続を踏まなければなりません。そのための予算を登載したものでありますが、これにつきましても、道道区域変更、あるいは土地区画整理事業を断念するという判断をいたしましたので、この事業についても今後は当面考えられないという状況になってまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

私は、弁天神社のことにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

平成9年にこの神社が大きな被害を受けまして、約 2,200万円程度の被害であったのですけれども、そのときに修復工事の経費負担をどうするかということが、関係者間でそういうことが協議の中心になりまして、本格的な管理保存に対する、どうするかという議論はなかったように覚えております。

それで、建物、お答えしましたとおり、今後もこうした大きな流れ氷による被害が十分想定されますので、この被害を防止する方法はどうあるのかということで、そういった視点で関係者と協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それで、まず、その方法として考えられるのが、神社そのものを厚岸湖から陸地に移設をする方法、あるいは、神社の周囲を工作物で覆って氷が来ないようにする方法、さらには、現在の神社の奥に、台座をさらにかさ上げをするというような3ヶ所の方法が考えられますけれども、いずれにいたしましても、先ほど教育長からお答えいたしましたとおり、関係機関と十分協議をしまして、今後の保存管理のあり方について検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 13番。

13 番 いろいろとお答えをいただきました。

市町村合併でございますけれども、若狹町長は、長い道議会議員の経験もありますし、釧路管内の町の状況、住民要望、ニーズ、人とのつながりなどを把握されておられます。2町がよいのか4町がよいのか、これからの各町の相手方にもよりますし、もし合併しようとする機運が高まったならば、時期的にその事務作業を急ぐことも必要であると思いますが、その辺の心意気というか、その辺をちょっとだけお聞きいたしたいと思います。

あと、前後3件の質問事項に関しては、一応理解いたしました。町長の姿勢だけ お伺いいたします。

議長町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

21世紀のより豊かな厚岸町づくりに対しましては、合併問題の議論は避けて通れない課題だと認識いたしております。そういう中で、私は、町民に対して合併問題の情報提供を重ね、その中で合併しなければならないという機運が出た場合、町長としては、その方向に沿った決断をしなければならない、かようにも考えます。

しかしながら、何度もお話いたしておりますが、相手のあることであります。厚 岸町だけが合併の機運が高まりましても、相手が合併はまだ早いということである ならば、その機運も打ち消されるわけでございまして、そういう意味において、さ らに4町の研究会等を含めながら、厚岸町の意見を申し上げながら、4町との方向 性を決めていかなければならないであろうと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、私は、合併をするならば、合併特例法の期限が切れる 平成17年3月までをめどにしながら合併問題は議論すべきであると、かように考え ております。

議 長| 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

3 番 私は、4月の厚岸町議会議員の選挙に当たりまして、多くの町民の皆さんの声を この議会の場へ反映し、活力のあるまちづくり、町民の皆さんが安心して生活ので きる環境づくりをしてまいりたい、さらには、若者が将来に夢と希望の持てるよう なまちづくりに貢献をしてまいりたいと、決意を新たにさせていただきまして、多 くの皆さんの温かいご支援を賜りまして、おかげさまで願いがかない、本日この壇 上に立たせていただき、大変感激をしております。

感激とともに、今、この厚岸町が置かれている状況の中でどう自分がかかわって いくべきかという部分で、その責務の重さを痛感しておるところでございます。私 自身、微力ではございますが、厚岸町の発展のために研さんを積み、努力をしてま いる所存でございますので、若狹町長さん初め理事者側の皆様、そして稲井議長さ んを筆頭に各議員の皆様、どうぞご指導のほどをよろしくお願いを申し上げる次第 でございます。

早速ではございますが、さきに通告しております町村合併について質問をさせて いただきます。

合併問題につきましては、室崎、菊池両議員より質問がなされております。将来 のまちづくりを考えるとき、町民にとって大事な選択が求められることでもありま すので、あえて、三番煎じになりますが、質問をさせていただきたいと存じます。

初めに、なぜ国は合併を推進しているのか、その主要因をお伺いいたします。

次に、今日まで町民の皆さんへ町村合併と町の財政事情について、町報「あっけ し」や合併問題地域懇談会等で説明をしてきておりますが、合併問題についての当 町における開示内容と経過、できますれば、現状の国や3町の動向についてもお伺 いをしたいと思います。

3点目でございますが、さきに示されました4町の合併等問題調査研究会の報告 書では、各町財政見通しが厳しいことはよく理解されましたが、将来像の観点から 具体性に欠け、町民の皆さんの判断材料として不十分と思われます。先んじている 市町村は、任意協議会や法定協議会を設置し、議論をしております。我が町は今後 どのような取り組みをなさるのか、ご答弁をいただきたいものでございます。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 町長。

議 長 長

町

3番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、市町村合併について、なぜ国は合併を推進しているのか、その主要因を とのご質問でありますが、現在取り組まれている市町村合併は、平成の大合併と言 われ、平成12年12月に定められた国の行政改革大綱を推進する今後の経済財政運営 及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針の強い意志のもとで、国において地方行財政をめぐる活発な議論が行われ、合併特例法の適用期限となる平成17年3月31日までに、住民主権による市町村の自主的な合併を促しているものであります。

この根底には、地方分権の推進、少子・高齢化への対応、多様化する住民サービスへの対応、生活圏の広域化への対応、行財政の効率性の向上の観点から、地方分権の担い手としてふさわしい行財政基盤を有する自治体を形成するため、地方の均衡ある発展から、地方の独自性を発揮した、自助・自立への発展を促す方向の転換としての自治組織の見直しが進められており、基礎的自治体の構築と称して、今後の自治制度のあり方の改善が求められていることが、その要因となっております。

次に、町民への今日までの合併に関する情報の開示状況のご質問でありますが、 平成12年4月から地方分権を推進するための法律が施行され、新しい枠組みで市町 村の役割が示され、当町では、市町村合併について考えましょうということで、平 成13年12月号の広報「あっけし」において5ページの特集を組み、その際、2カ所 で合併に関するアンケートを行い、その内容を含めて情報提供を行ったのが始まり であり、平成14年7月から11月にかけては、町内15カ所の地区で開催したまちづく り懇談会の中で、北海道の示す厚岸・浜中の合併パターンについての懇談を行って おります。

また、昨年10月には4町の合併問題調査研究会が設置され、その取り組み状況を広報「あっけし」に掲載して、情報提供を行い、逐次報道関係に交渉し、メディアを通しての情報提供を行ってまいりました。今年に入り、研究会報告書が5月30日にでき上がり、町民の代表であります議員各位、行政に直接携わる町職員に早速配布をさせていただいたところであります。町民の皆さんには、広報「あっけし」7月号で、合併報告書の8ページにわたる特集を組んでお知らせをするとともに、同時に報告書のダイジェスト版を作成して、各種会合の資料としての活用を初めとして、希望者にも配布をしております。さらに、6月以降、各種団体の要望により、研究報告書による説明については、逐次実施してきたところであります。

なお、8月25日から27日まで、町内3カ所の指定場所による合併問題地域懇談会 を開催し、現在に至っております。

最後に、合併に関して従来行ってきた研究と今後の取り進め方のご質問でありま

すが、4町の合併等問題研究会研究報告書は、合併を前提としない中で合併問題に 関する情報提供をするためにまとめられており、財政推計についても、合併を想定 したシミュレーションという形ではなく、各町の積み上げ方式の推計となっていま す。質問者のご指摘どおり、町としての機能や将来のまちづくりを考えて、相手を 特定して合併を想定した研究を行わなければ、合併をするしないの判断は難しく、 当然まちづくりについての具体性があらわれてこないと考えます。

合併についての私の基本的な考え方は、さきの1番、室崎議員、13番、菊池議員にも答弁いたしましたが、町が自治権を持ってまちづくりを行っていける規模について十分見きわめるためにも、また、合併によって将来新しいまちづくりに活路を見出すことができるかを検討するためにも、一歩進んだ合併研究が必要であると考えております。

その合併研究手法の中に、合併問題を町民の代表である議員の皆さんや町民に広く門戸を開き議論するために、任意であれ、法定であれ、協議会などの場所で合併 論議を明らかにしていく必要があると考えております。しかしながら、合併を議論 するときには、当然相手がなければできないことでありますので、4町を初めとし て、厚岸町に境界を接する町との間で、さらに合併についての研究のあり方を協議 してまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### 議長

3番。

### 3 番

2回目の質問をさせていただきます。

質問の1、2点目は関連がございますので、あわせて質問させていただきたいと 存じます。

町村合併につきましては、町民の皆さんが強い関心を持っているものでございます。しかしながら、なかなか情報が入手できない状況にございます。先般の合併問題地域懇談会に私も2回ほど出席をさせていただきました。町の皆さんがどのような考えを持っているのか、意見を持っているのかと思いまして参加させていただいたわけでございますけれども、こんな意見がございました。

自分たちはなかなか情報も入手できないので、町長は町の首長としてまちづくり の方向性を示し、リーダーシップをしっかり発揮して、このまちづくりを推進して ほしい。自分の考えをもっと前に出すべきだと、このような意見もございました。 さらには、議員も自分の意見をしっかり持って、議会でこの合併問題について率先 して発言をし、方向性を示すべきだとのご意見がございまして、大変感じ入ってま いったところでございます。

平成12年度以降、本議会で活発な合併の議論がなされてきておるわけでございますが、合併特例法の期限が平成17年3月に迫っております。先ほど来、室﨑議員、菊池議員それぞれからご質問のあった点につきまして、町長よりそれぞれのご答弁がありまして、私も納得をしておったところでございますが、ただ1点、努力はしていくものの、この期限の関係をどのようにとらえているのかと。議事録を読ませていただきますと、以前に安達議員の方からも。この平成17年3月に向けてという期限があって、このようなとき、現時点でどのようにとらえているのかという再質問をさせていただきたいと思います。

全国では、3,200の市町村のうち約600余りの市町村が合併を見込んできている 状況にあり、この11月には、町長もおっしゃっておられましたが、内閣諮問機関の 地方制度調査会で自治体の基本的な素案が示されるやに聞いております。私も、こ の辺の素案が見えなければなかなか、町民の皆さんも、判断をしていく上で1つの 基準が設定されるわけでございますから、これにそって判断がしやすくなるのかな という理解をしておりますけれども、いずれにしても、重大な問題に直面しておる わけでございますが、今後も積極的な情報の開示をお願いするものでございます。

3点目でございますが、私は、町長の言われるように、合併問題は、財政危機の特効薬ととらえているわけではなくて、将来の厚岸町のあるべき基本的な自治体の議論ととらえております。しかしながら、国や道、我が町の財政事情が非常に厳しくなっていることは、だれもが周知をしている、無視のできない現状にあるわけでございます。合併問題は、多面的な角度から議論が必要でもあり、大いに議論をすべきだと思っております。

研究会の報告書が作成され、1つの判断材料として取り組んで行けるように思われますけれども、先ほどの答弁でもございましたが、任意か法定協議会の設置が、私も必要と思われます。相手のあることでございますから簡単にはいかないと思います。しかしながら、将来を見通してとよく申すんですけれども、一遍に絵にかいたもちは、私はできないと思います。そこで、やはり一つずつ、合併した場合、いろいろな部分をそれぞれのレベルで積み重ねが必要で、将来のものというものを、

具体的なものを示していく必要がある。段階的に積んでいかなければならない地道 な作業の上に立って、1つの判断をしていかなければならない大変な作業をしてい く、その作業を企画立案するのが職員の皆さんだと思っております。

国は、地方自治の推進を来ているわけでございますが、合併するしないにかかわらず、地方組織は専門知識が求められ、町民と向き合い、情報の収集、分析、課題の発見、課題の解決に向けた取り組みのできる職員が、これからは求められると思います。今、まさに合併問題に取り組んでいく上では、将来の厚岸を考えるに、職員の熱意とレベルの高い企画力が必要と思われます。

町長は、平成14年12月の第4回定例会で、合併に関する職員間の共通認識を深めることも大切と申されておりますが、私は、広く意見を徴するためにも、若い職員も含めた職員の一層の研修など勉強会、レベルアップが必要と思われますが、この辺について質問させていただきたいと思います。

議長

町長。

町 長

南谷議員の質問にご答弁をさせていただきます。

合併は、私は、現段階では決断をいたしておるわけではありません。するかしないかは、先ほど答弁いたしましたが、町民に、また議員の皆様方に情報を提供し、 議論を通じて、最終的に町長としての判断をさせていただきたい。現段階ではそのように考えておるわけであります。

しかしながら、ご承知のとおり、平成12年に地方分権一括法ができたわけであります。この主たる目的は、中央から地方へ、官から民へという、すなわち、今までは中央集権的な地方行政であったわけでありますが、やはり、これからは、みずからの町はみずからでつくっていくという、個性あるまちづくりの時代に相なったわけであります。当然、それに伴う権限も移譲されてきておるわけでございまして、すなわち、自立しなければならない地方の時代に相なったわけでございます。

しかし、反面、今日少子化時代を迎え、また、人口が減少する、財政も一段と厳 しくなることが予想されるわけでございまして、将来の厚岸町の21世紀を考えた場 合に合併論議は避けて通れない課題である、このように私は認識をさせていただい ておるわけでございます。

されば、当然職員も、合併問題に対する高い知識を持ちながら、町民に対する公 僕として、合併問題に対する認識も深めていかなければならないわけでございまし て、そういう意味において、私も、さきに町長と語る会を開催させていただき、5 日間にわたり全職員とこの合併問題の議論を交わしていただいたところでもございます。さらにはまた、昨年の10月の機構改革においても、行財政課において市町村合併を担当する係も設置をさせていただいたわけでございまして、当然新しいニーズにこたえられる組織というものも大事なことでありますので、今後とも合併問題についてさらに研さんを努めていただくように、職員とともども合併問題について勉強させていただきたい、そのようにも考えておるわけでございまして、どうか、そういう面についてはご理解をいただきたいと存じます。

議長

ここで休憩をしたいと思います。再開は3時40分とします。

したがいまして、3番議員の3回目の質問は、再開後にしていただきたいと思います。

休憩いたします。

休憩時刻15時08分

議長本会議を再開します。

再開時刻15時40分

3番議員の3回目の質問を行います。

3番。

3 番 3回目の質問をさせていただきます。

先ほども申しましたが、合併特例法の期日が平成17年3月と迫っております。現 状の厚岸の動向を見ますと、私は間に合わないように思われますが、この対応につ いてどのようにされていくのかお伺いをしたいと思います。

町長の申されましたまちづくりと合併問題に対する考え方はよく理解をいたしました。しかしながら、私は、4月から議員としてこの合併問題について勉強をしておるところでございますが、まだまだ多くの町民の皆さんは、情報の入手先や判断材料として非常に苦慮をされておると思いますので、今後も町役場として、より適切な、速やかな情報開示をしていただきたいと思います。この辺を強く切望いたしまして、3回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

合併特例法の期限切れまで、現行を考えると、作業上、その他を含めて間に合わないのではないかということであろうかと思います。私といたしましては、先ほど

菊池議員にも答弁をいたしましたけれども、平成17年3月の期限切れであります合併特例法を意識しながら。というのは、合併というものは、大きく自治体を変える重要な課題であります。さらにはまた、21世紀の厚岸町のよりよい発展を考えていかなければならないわけであります。そういう意味において、私は、住民に合併問題に対する情報提供をすることが何よりも必要であるという考えで、昨年におきましては、北海道が示した浜中、厚岸のパターンを説明をさせていただきました。今回は、4町の研究会の合併問題に対しての説明をさせていただいたところでございます。

しかし、3回の4町の合併に関しましての懇談会では、各議員から質問がありましたとおり、合併については無関心とは言いませんけれども、余り関心がない、すなわち薄いといいましょうか、そういうとり方をせざるを得ないわけであります。それは、やはり、町長としての責任もあろうかと思います。町長としてどう考えているのか、先ほど来から議論があるわけでございまして、しかしながら、私は、あくまでも合併論議というのは深めていかなければならない、そのためには、やはり平成17年3月を意識しながらその作業を進めていかなければならない、そのように考えておるわけでございまして、この点についてはご理解いただきたいと存じます。

議長

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、11番、岩谷議員の一般質問を行います。

11番、岩谷議員。

11番 私は、第3回定例会に、さきに通告したことに一般質問をいたします。 味覚ターミナルの経営について。

味覚ターミナルは、設立以来10年たったわけでございますが、当初、欠損金が7,455万2,000円あったわけですけれども、平成8年3月末でこれを解消し、平成15年3月に322万円の利益を生じた点に十分経営の努力が見られ、その点について敬意を表したいと思います。

しかし、売り上げ実績は、ピーク時、平成11年2億8,709万円に対して、平成14年2億7万5,455円になり、売り上げが大体10%程度ダウンしたわけですけれども、さらに景気の低迷を見たとき、今後この売り上げが現状維持ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、夏期と冬期の売り上げの差が相当生じており、今の実態は。そして、冬期

間の振興策として何か考えられないか。

次に、入館者が年々減少していると聞くが、実態とその対策は何かないか。

それから、施設の利用について、2階のカフェー跡なんですけれども、長年にわたって満度利用されていない。その点について、実態と、対策として何か考えられないのか。

次に、施設全般が、10年たって維持費がどんどんかかっていくわけですけれども、 増加していかないか。その改修などの今後の見通しについて伺いたいと思います。

次に、もし利益が生じた場合、役員、あるいは株主、町民への還元をどのように 考えているか、その点について伺いたいと思います。

以上をもって、第1回目の質問といたします。

議長

町長。

町 長

11番、岩谷議員の質問にお答えをいたします。

味覚ターミナルの経営状況についてのうち、最初に、経営全般について、売り上げ実績は、ピークを平成11年2億8,709万円に対して、平成14年2億7,545万5,000円、90%であり、今後は現状維持ができるかとのお尋ねにお答えをいたします。

味覚ターミナルの本年7月現在の売り上げにつきましては、9,419万7,569円で、 前年同月対比4%減となっておりますが、7月末経営状況については、経常利益は、 一般経費の圧縮等により、約250万円程度の利益増となっております。

こうした状況は、これまで各旅行会社に対し積極的なPRを展開してまいりましたし、カヌーツーリング、アザラシウォッチングなど体験型観光の売り込みなどにより、味覚ターミナル、コンキリエが一層魅力ある中核拠点施設として受け入れられたことや、道の駅の指定を受けるなど、これらのPRが大きな効果となっているところであります。

なお、今年度も残り約7カ月の営業期間となっているところであり、観光シーズンは売り上げも期待できるところでありますが、経営を大きく圧迫している観光シーズンオフに入る12月から翌年3月までの冬期間については、社員挙げての営業活動の継続実施、また、札幌などのデパートでの催事の出展など営業活動を強化しまして、前年売上高の確保に努め、今まで以上に株主、取締役会の皆様と一体となって、さらに鋭意努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の夏期と冬期の売り上げの差が大き過ぎると思うが、今の実態は、 冬場の振興策は何か考えられないかとのお尋ねでありますが、過去9年間の売り上 げをもとに構成比を算出したところ、冬場の1月から3月までの観光シーズンオフ では10.3%となっており、残りの夏場9カ月では89.7%となっておりまして、確か に、夏期と冬期の売り上げは大きくギャップがあるところでございます。

冬場の振興策についてですが、本町の冬期間は観光客の入り込みが少なく、これに連動して、コンキリエの入館者も極端に少なくなっております。したがって、室内での営業活動に重点を置き、札幌市などでのデパートでの催事の出展のほか「かきでござーる」への外部販売などを行い、冬期間の売り上げ増に結びつけていきたいと考えております。

次に、3点目の、入館者数が年々減少していると聞くが、実態とその対策のお尋ねでございますが、入館者の推移について申し上げます。平成6年度のオープンの年は16万1,530人が入館しており、ピーク時の平成11年度は18万9,922人であり、昨年は13万7,447人と、年々減少傾向にあります。ちなみに、今年の4月から7月までの入館者数は4万1,114人で、前年度同月対比で33%の減少となっております。この対策につきましては、景気の低迷等により厚岸町を訪れる観光客も年々減ってきており、これに連動しましてコンキリエを訪れる人も減少していることから、対策が非常に難しいところですが、メニューやサービスについて研究するとともに、コンキリエは有名観光情報誌における人気の道の駅の一つともなっており、このネームバリューを利用した宣伝のほか、ホームページ、新聞広告を利用してPRを行

次に、4点目の施設について、2階のカフェー跡が長年にわたって満度利用されていない。実態と対策はとのお尋ねでございますが、2階にありますカフェー跡については、平成6年オープン当初は、昼は純喫茶、夜はカフェバーとして利用されていましたが、平成8年、人件費削減を目的に営業形態を見直し、現在カフェーについては1階に移し、2階の跡については、夜6時からはカラオケルームとして、月5回程度利用されている状況であります。今後も有効利用を図る上で、昼の時間帯での利用について検討してまいりたいと考えております。

い、入館者増に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設全般が、10年たって維持費が増加していないか、改修等今後の見通しはとのお尋ねでございますが、コンキリエの建物は、平成6年に完成して、今年で

約10年経過していることから、炙屋の排煙窓の改修を初め、小さい修繕はその都度 対応してきておりますが、風雨により外壁の傷みが激しく、また、風向きによって は雨漏りが生じております。このため、今年度レストラン部分の一部の外壁の塗装 及びコーキング補修等を実施する予定であります。なお、残りの外壁の塗装及び今 後の改修については、その緊急度を勘案し、実施に向けて検討してまいりたいと考 えております。

最後に、利益が発生した場合、役員、株主、町民への還元等どのように考えているのかとのお尋ねでございますが、平成13年度、14年度と累積黒字が 322万円となておりますが、これまで役員等の配当はしておりません。しかしながら、今後大幅な黒字が出た場合、取締役会において十分検討を行い、役員や町民などへの還元について考えてまいりたいと存じますので、ご理解を願います。

以上でございます。

議長

11番。

11 番

確かに、今年度になって相当景気が低迷している中で、観光客は、恐らくどこの 第三セクター、あるいはそういう施設についても減っていると思うんですけれども、 それにあわせて、いろいろ施設によって何か工夫している。例えば、白糠あたりは、 開設と同時に相当赤字を生じたんですけれども、今は豚丼ですか、そういうものを 取り入れる中でもって相当売り上げを伸ばしながら、実際には黒字にはまだ至って いないですけれども、ラーメン、それらについてもそれ相当の売り上げの実績を見 込み、ちょうど国道沿いの場所柄もありますけれども、今は、どんな国道沿いであ ろうが、どこであろうが、おいしいものであれば、皆さんそれぞれに車を使って、 口コミの中で、やはり、そこまで行って食べると思います。

そんな中で、今のコンキリエについても、これから売り上げを伸ばすのには、当然そういう、例えばめん類ですか、例えばアサリを使ったようなカレーライスとやら。恐らく下との競合の中には、ちょうど今から10年前ですか、請願書が上がりながら、下の方には刺激のないようなものをしてほしいと。ですけれども、やはり、こういうふうにして観光客がどんどん減る中で、考え方としては、10年たったんであれば、そろそろそういう違うメニューを考えながら一つの売り上げ増につなげていったらどうかなという、そういう感じもいたします。その点について、何かもし町の方でもって考えがあったら、それらについてお尋ねしたいと思います。

それから、この施設については、当然厚岸のカキが相当ウエートを占めながら、これは産業を守る上での一番大事な施設になります。それは、カキがメーンだということで。そのカキが、今年宮城の方で、あるいは仙台の方で、ラバーが悪いということで、来年あたりについては結構高いものになって、売り上げの減少にもつながっていくんではないかと思うんですけれども、その点について、もしわかっているものがありましたら、お教えいただきたいと思います。もし、宮城のカキが、そういうふうにしてラバーがつかなくて高い、あるいはないというのであれば、厚岸のシングルシード、これを地場産のカキということで、それこそどんどんふやしながらやったらどうかと。

そんな中で、味覚ターミナルで消費する分のカキは年間大体どのぐらいありますか。それと、シングルシードでのカキがどのぐらいあるか、もしそれがわかっておりましたらば、その点についてお教え願いたいと思います。

それから、夏場と冬場の売り上げが相当違うということで、当然冬期間については補助金をもらいながら、それこそ今まで頑張ってきたわけですけれども、先ほどの 322万円の黒字と言いましても、決して純利益で得たものだとは私は思いません。ですけれども、それを解消した中での敬意を表するという考え方を私は先ほど述べたわけでございます。

例えば、冬場についても、やはり地元を振興させるような、地元をPRするような、何かそんな方法がないのか。ちょうど、私たちの会についても、下でばかり宴会しているのであれば、たまにコンキリエを使いながらどうだろうと。そんな中で、コンキリエで宴会等をやったことがあるわけなんですけれども、町民の方たちが普段やれないものですから、それこそ皆さん楽しく交流を深めているものも何回かあったわけです。もし、そういうPRにつなげながら、厚岸の町民が利用できるような、そして、しかも利用するのであれば安い料金でもって、それがある程度の町民に対する還元ではないのか、そのように思いますので、冬場についてのそういう善後策を何か考えるものがあるのであれば、ひとつお教えいただきたいと思います。

それから、施設の利用の2階跡地については、当初、上が喫茶店と、恐らく飲む バーか何かをやってあったわけですけれども、それがいつの間にかなくなって、実際、私たちも数人の会の中で利用しながら、カラオケ、そして中での料理ですか、 そして、一杯飲みながらやったわけですけれども、あの景観については、本当に上 から見る、橋の照明灯なんかがついた場合に、自分で厚岸にいるのか、どこか違う ところにいる、そういう錯覚の中でのすばらしい景観です。

やはり、これらについても時間をある程度の、恐らくこれは9時ごろまでという 言い方ですけれども、今の若者であれば、もう少しそういう時間帯を延ばしながら の利用も考えていったら、まだ利用するあれがあるんではなかろうかと思います。 これは私の考えですけれども、それらについても、もう少し上の部分についての利 用度を考えていただきたいと思います。

それから、施設が10年たった現在、改修事業等について恐らく維持費がどんどん 増加していくんではないか。今年外壁の塗装ですか、これらについては大体どのぐ らいの金額が見込まれているのか。そして、その財源についてはどこから捻出する のか、それについてお教えいただきたいと思います。

それから、次に、利益が発生した場合ということなんですけれども、役員、あるいは株主、町民への還元ということについては、結構きついなと私も思うんですけれども、やはり、やり方によっては、それ相当の売り上げも伸びていくんではなかろうかと。これまで、カキを使った中でのいろいろなそういうイベント等やらを含めて、PRにも努めながら、厚岸のカキということについては、今後まだまだ期待できるものがあると思いますので、当然この利益がついた場合、町民等の還元とやら、あるいは株主に対する還元ということは十分考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、第2回目の質問といたします。

議長

商工観光課長。

商工観光課 長

最初に、質問にありました、いわゆる売り上げ増に結びつけるためのコンキリエでのめん類のメニューを追加、検討してはいかがというお尋ねですけれども、コンキリエでのめん類のメニューの追加につきましては、平成9年3月14日、株式会社厚岸味覚ターミナルの健全な経営方針を堅持し、町内の飲食店の経営の圧迫とならないことを求める請願書を厚岸湖北商業連合会より出されまして、採択された経緯がございます。このことを踏まえまして、仮に民間業者との協議が調えば、コンキリエとしましてもめん類のメニューの追加も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、カキの関係でございますけれども、コンキリエでは、現在約20万個の殻ガ

キを取り扱っております。なおかつ、むき身につきましては 1.6トンを取り扱っておりまして、あと、シングルシードにつきましては、年間約 500個を炙屋レストランで、生ガキということでメニューを出しております。

あと、3点目の冬場の対策でございますけれども、冬場につきましては、町長も答弁で申し上げましたように、厚岸につきましては、白鳥以外特に何もその時期は― 1月から3月までですけれども、ほとんど見るものがない。そういう状況の中で、観光客はほとんど訪れておりません。これに連動しまして、コンキリエの入館者も少なくなってきまして、この中で、コンキリエとしましては、室内での攻めといいますか、それを中心に、社員の営業活動、または札幌市での催事、いわゆるデパート、東急デパートとか、そういう部分に出ているんですけれども、その催事の出展。また、今年の2月にも開催しました、冬の「カキでござーる」とか、そういう部分の外部販売に力を入れまして、売り上げ増に向けて努力してまいりたいと思っております。

あと、カフェー跡につきましては、確かにロケーションは厚岸としてもかなりいいところでございます。平成8年に業務形態を見直し、当時は、日中は喫茶店2人、また、夜はカフェバーとして2人を雇っていたんですけれども、1階にセルフサービスということで、1人ということで業務形態を見直ししまして、現在1人を配置しまして、カフェーを提供しております。

したがいまして、その跡地につきましては、町長も答弁で申し上げましたように、現在、夜はカラオケルームとして使っているんですけれども、あと、昼間の時間帯ですか、どうしても建物が形が限られておりまして、利用が限られておりまして、何とか違う部分で昼間の利用の時間帯を使っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、外壁塗装につきましては、365万 6,000円で、今年外壁塗装を行う予定でございます。この時期は、牡蠣まつりが、実は10月4日から13日まで開かれるんですけれども、それが終わった後に工事に入りたいと考えております。と申しますのは、足場の関係がございまして、そういう関係で、牡蠣まつり後に工事を実施したいと思っております。

なお、財源につきましては、1市6町の産炭の機構がございまして、そこの基盤 整備ということから、そこから 150万円程度をいただきまして実施予定でございま す。

あと、町民等への、黒字が出た場合のいわゆる還元の関係でございますけれども、町長が述べましたように、今後大幅な黒字が出た場合、今現在、平成13、14年としまして 322万円、累積ですけれども、これにつきましては、出た場合、取締役会に諮りまして、何とか町民等の還元、例えば食事券とかそういうものを考えまして、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長

水産課長。

水産課長

カキが大きなウエートを占めている。種ガキが不作と聞いているが、その影響は というお尋ねでございますけれども、水産の関係業界紙によりますと、8月末現在 で、宮城の種苗生産が、冷夏の影響を受けまして不作と聞いてございます。その後、 天候の回復で持ち直したかどうか今のところ不明でありまして、まだ情報が入って おりませんけれども、来年の漁業者の皆さんの春の種ガキの買いつけということの 価格に関して、その影響がでなければというふうに懸念をしてございます。

議長

11番。

11 番

先ほど言ったように、なかなか観光客の、景気が低迷している中で、相当難しい 問題になっていくんではないかと。知恵を絞りながら何をしても、恐らく相当悪く なってくるのかと。前のように補助金を投入すると、そういうことでなく、あくま でもコンキリエの中で今後やっていただきたいと思います。

それから、先ほど改修に 360万円ぐらいかかるということで、その財源の内訳が ちょっと聞こえない部分がありましたので、もう1回教えていただきたいと思いま す。

最後に、この味覚ターミナル、厚岸町の産業を守る上での重要な施設であります ので、景気低迷の中ではあるのですけれども、十分将来の展望を見ながら、きちん とした計画をして、経営をしていただきたいと思います。

3回目の質問であります。

議長

町長。

町 長

お答えをさせていただきたいと存じます。

岩谷議員ご承知のとおり、私は町長という立場で答弁するよりは、この問題に関しましては社長でございますので、私、今お話を聞いておりまして、コンキリエの 健全経営についてのアドバイスをいただきまして、心から厚くお礼を申し上げる次 第であります。

コンキリエにつきましては、食文化の発信基地のみならず、観光を通じて厚岸町の経済活性化に大きく貢献をいたしておるわけでございまして、今後とも健全経営を目指しながら、さらに、町民のみならず厚岸町においでをいただく観光客等に期待される、信頼されるコンキリエにしていかなければならない、そのようにも考えるわけであります。

それにつきましても、先ほど課長さんから答弁がございましたとおり、開設当時のいろいろな地元飲食店との関係等が、制約があるわけであります。これらについては、もう10年たったわけでありますので、メニューの増加等につきましても、さらに既存の飲食店ともお話をしながら、今の質問ありましたことに対して前向きで検討させていただきたい、かようにも考えるわけであります。

それと同時に、やはり、昨年も13万 7,000人のお客が来たわけであります。しかし、それでは地元が何人来たのかといえば、その実態を把握しておりませんけれども、残念なことにわずかでございます。その点、冬期間における対策の一つとしても、地元民がもっともっと利用できる体制をつくっていかなければならない、社長としてもそのように考えておるわけでもございます。

ラーメンの問題もありました。実は、カフェーの跡地の問題と絡みまして、取締役会においては、ラーメンでも開設したらどうかというご意見も一部あります。特に、厚岸の産物を取り入れたアサリラーメン、またはカキラーメン等々、ラーメンの需要もふえておることでありますので、それらを考えてもどうかという、いろいろな経営に対してのご助言をいただいておるところでもございます。

そういう意味においては、本当に、今はコンキリエは、厚岸にとってももっとも 大事な施設になっております。そういう点におきましても、さらなる前進に向けて の会社経営をさせていただきたい、かように考えますので、今日の質問としては大 変ありがたく受けとめたわけでございます。

ありがとうございました。

議長

商工観光課長。

商工観光 課 長

今年行う外壁の補修費の関係でございますけれども、工事費は 367万 5,000円で 実施予定でございます。財源につきましては、産炭機構からの助成としまして 150 万円、残りを一般財源としまして 217万 5,000円で、工事を行う予定でございます。 以上でございます。

議 長 以上で、岩谷議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番、田宮議員。

14番 この定例会におきまして、私は、2項目のご質問をさせていただくわけであります。

最初に、町営住宅の問題でございますけれども、これは、これまでに2回ほど一 般質問で取り上げてまいりました。

1つは、修繕などが居住者との話し合いで計画的に進められているのかどうかということであります。

次に、排水施設、それから給水施設、これは特に梅香団地でありますけれども、 その実情を把握し、対策が立てられているのかどうかということであります。

3つ目は、階段などに手すりをつける必要があるというふうに考えておりますけれども、ぜひ実施をしていただきたいというお願いであります。

次に、町村合併についてであります。

既に4人目でありまして、出がらしみたいな質問になりますけれども、合併問題 を考える基準についての町長のお考えをお聞かせいただきたい。

それから、2つ目は、町財政の将来の見通し、特に長期の財政推計がどうしても必要だというふうに考えているわけでありますが、どのようにお考えでございましょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

#### 議長町長。

町 長 14番、田宮議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目の町営住宅についてのうち、まず、町営住宅の管理に係る修繕について、 居住者との話し合いで計画的に進められているのかとの質問でございますが、従来 は町営住宅の管理委員や入居者個々の苦情により修繕を行っておりましたが、質問 者からの提言もあり、近年は入居者の方々とも意見交換を行い、その要望も取り入 れ、できる部分から修繕を行っているのが現状であります。

しかし、町の財政事情と床補修や畳かえなど、入居をしながらの修理に課題もあり、計画的に進められていないのが実情でありますが、今後も管理者や入居者との

意見交換の場を設けながら、緊要度のあるものから修繕対応してまいりたいと考えております。

次に、給排水施設の実情把握と対策についてであります。

町営住宅の梅香団地は、建設後20年以上も経過しており、給水管は当時の北海道標準設計に基づいた仕様で、塩化ビニールライニング鋼管となっておりますが、管路のいずれかの箇所で腐食等が原因でさび水が出ることがあり、入居者からも、一部ではございますが、さびた水が出るため1分程度水を出しておかなければならないなど苦情が寄せられ、蛇口等の修理は行っておりますが、全体的な改修は行っておりませんので、できるだけ早い時期に改善計画を立てて整備することが必要と考えております。

また、排水管についても、鋼管が使用され、鋼管トラップ部分からの水漏れがあり、部分修繕しておりますが、排水管清掃時にトラップ部分の老朽化が著しいことが指摘されておりますので、給水管同様、改善計画を立て整備が必要と考えております。

しかし、給排水の改修では補助対象事業としての整備は難しく、町単独費となる ため、財政状況を考えると、部分改修も含め、その整備改善に努めたいと思います。 次に、階段など手すりの整備についてでありますが、高齢化時代を迎えた現在、 入居者の方々の利便性と安全対策上、さらには最近建設した住宅の階段や手すりの 整備状況を考えると、整備の必要性は十分理解できますので、年次的に計画を立て 、できるだけ早く整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜 りたいと存じます。

次に、2点目の町村合併についての最初の質問であります、合併問題を考える基準についての考え方でありますが、さきの1番、室崎議員、13番、菊池議員、3番南谷議員にも答弁をいたしましたが、まちづくりを進めるに当たり、合併の論議は避けて通れないこと、また、合併を単なる地方財政危機の緊急避難的な政策としてとらえるのではなく、21世紀の厚岸町のあるべき姿の議論としてとらえなけらばならないことを基本姿勢として申し上げてきたところであります。

しかし、地方分権の担い手としての地方自治制度などを検討している国の地方制度調査会は、7月の中間報告の中で、基礎的自治体という地方自治の新たな単位となる考え方を示し、その規模や内容がどのようなものであるかを最終報告に織り込

むこととしております。年内に予定されているこの最終報告を受け、基礎的自治体 がどんな形で、規模で位置づけられるのかにより、地方自治体として自治権を有す ることができるか否かの1つの基準となってまいります。

しかし、合併はまちづくりの根幹をなす重要な案件であり、合併を考える上ではいろいろな状況を検討して、基準としなければならないことは、質問者もご承知のことであると考えます。その中でも、さきの答弁の繰り返しになりますが、行政サービスを提供できる体制を整えることができるか否か、町として自治の権利を唱えることができるか否か、合併によって将来に向かい新しい町を描くことができるか否かが、合併を考える上での重要なポイントであると考えております。

次に、町財政の将来の見通しと長期財政推計についてのご質問ですが、町の財政 推計については、平成13年度に策定した財政運営基本方針の中で平成18年度までの 5カ年にわたり、さらに総合計画3カ年実施計画の策定の際、毎年度ローリングを する形で財政収支見込みを示させていただいております。

しかしながら、2年前に策定した財政推計には、現在国が進める三位一体の改革による地方交付税の見直しなどが含まれておらず、13番、菊池議員にも答弁をさせていただきましたが、平成14年度の決算及び平成15年度の予算執行状況を踏まえ、ある一定の仮定条件のもと、平成16年度を初年度とする平成20年度までの財政推計を行い、この間の財政運営基本方針を策定すべく、助役を委員長とする財政改革委員会で、その素案作成の作業中であります。

なぜ5年間かというと、地方財政の財源は、地方交付税を初めとして国から交付される依存財源が大きく、厚岸町も同様の状況であります。さきにも触れましたが、国が進める三位一体の改革も、現段階では税財源の移譲は先送りされ、この改革も実質3年後まで先送りされたものと認識しております。こうした中で、10年間の長期財政推計を策定したとしても、地方財政に及ぼす影響などを最大限察知して、財政見通しが何とか立てられる、現在策定中の5年後の平成20年度の見込みとほとんど変わらない見込みにせざるを得ないのではないかと感じています。

ただし、合併を想定した財政シミュレーションは、当然新市町村建設計画期間であり、合併支援策としての普通交付税の算定がえの期間である10年間、あるいは、激変緩和期間も含めた15年間、または激変緩和期間を過ぎた20年間のものが必要になると考えています。こうした作業をする上では、厚岸町が単独で生き残った場合

と比較する上で、質問者が言われるように、長期の財政推計が必要になるものと認識しておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

議 長 14番。

14番 まず、町営住宅の問題であります。

修繕の問題なんですが、やはり、町長のご答弁を伺いいたしておりますと、財政が大変苦しいと、こういうことからリフォーム的な手だてでやらざるを得ない。ですから、前から言っているように、長いスパンでどういうふうに現状を改善していくのか、そういう見通しと計画が大変大事ではないかというふうに思うんです。ところが、財政問題に絡めて、そういうことができないと。偶発的な、居住者から苦情が寄せられれば、それに間に合わせ的な改善をやるんだというようなご答弁だと思うんです。

公住法の建前からいけば、そういうことにはなっておりませんよね。もちろん、 国は法で決めたからといったってお金をどんどんよこすわけではありませんから、 町単費で修繕はやらなければならない、それはおっしゃるとおりであります。大変 困難な面はあると思うんですが、しかし、今お金をかけておかなければ、将来、適 当な修繕をやらなかったために大きな投資が必要になってくる。それを考えれば、 やはり、財政的な問題があるにせよ、早目に手を打っていくということが大変大事 なのではないかというふうに思うんです。

あなた方は、前の、これは公営住宅だけではありません、そういう質問もあって、 やっておられるわけですが、今それをやっておられるのかどうか。ということは、 年に2回定期的な点検を行う、それに基づいて計画を立てて進めると、こういう答 弁をなさっておられるのですけれども、現在そのようになっているんですか。今の ご答弁を聞くとなってないですね。その辺をお答えいただきたい。

次に、排水、給水の問題であります。

排水施設は、私も大変研究が足りなくて申しわけないのでありますけれども、あ そこでは、トイレの汚水をどう流すか、それから、流し汁、ふろの排水、こういう ものをどう流すかということで、2つに分かれているようであります。トイレの方 は4階から下まで1本で通しているようでありますから、そう大きな問題はないの でありますが、ふろと流し汁についてです。 従来までは、五、六年に一度やっていたんだそうです。それから、それがだんだん時期が狭まって3年に一度、現在は1年に一度やらなければならない。しかも、先ほどご答弁ありましたけれども、劣化がひどくて、掃除を請け負っている清掃社が掃除ができなくなるおそれがある、管が壊れてしまう、そういう状況になってきているというようなことであります。こうなりますと簡単にはいかないようなことでありましょうが、実情を十分に把握して、急いで対策を立てて手だてを講じないと、私は困るのではないのかというふうに思います。

この管の仕組みはよくわからないのですが、そういうものについて図面というも のがあるんですか、ないんですか。あれば、それを示していただきたいということ であります。

それから、次は、水道であります。給水施設。

これは、今、町長のお話では、塩ビのライニング管、梅香の公住でもこの管を使っているんだというご答弁でありますが、私は、この質問を準備するために最初水道課に行きましたら、塩ビのライニング管というのがあって、現在では赤い水が出るということはほとんどないんだというお話でした。しかしながら、継ぎ目、曲がり手、こういうところはライニングを使えないので、さびるおそれがあるという返事でした。

しかし、例えば公共施設についてそういう水道管が使われているのかどうかというところまで業者に確認して工事が進められているわけではない、こういうお話でした。建設課に行って聞きましたら、梅香町の団地だけは塩ビのライニング管は使われてないけれども、ほかの団地ではそういうふうになっているので大丈夫なんだみたいな話でしたが、今のご答弁はそれともまるっきり違うんです。はっきりさせていただきたい。

梅香の団地が昭和54年に建てられて24年を経過するわけで、中高層の建物として は町内で一番古いわけです。ここのところで起こる、今言った給排水施設の老化、 劣化については、今後その他の公営住宅について当然心配されなければならないわ けですから、梅香団地でどういう手だてをとるのかということは、これからの町営 住宅を維持していく上で大事な問題ではないかということで取り上げたんです。

それから、負担の問題であります。この排水施設の掃除については居住者の負担 になっている。その負担の額をおつかみになっておられますか。おつかみになって おられるとすれば、お知らせをいただきたい。これはおかしいんではないですか。 民法 606条は、賃貸人の修繕義務、こういうものを規定していて、それに基づいて、 公住法では、法、あるいは施行令、施行規則で決めておりますね。附属施設につい ても、これは設置者の町の責任でしょう。それであれば、居住者に負担を課せると いうことにはならないのではないですか。

それから、次に、住宅マスタープラン、これは建てかえの問題に関連して、ごく 最近そういうご答弁をなさっているわけです。マスタープランでこれからの町営住 宅の建設について、建てかえについて明らかにしていきたいというご答弁でありま すが、これは、実施計画で見ますと今年度つくり上げることになっておりますが、 進捗状況はどのようになっておりますか。

次に、合併の問題であります。

4人目でありますから、大体答弁は型どおりということであります。型どおりでありますから、それでは黙っていようかというふうに思いましたが、一言ぐらいは聞いておかないと、田宮勤司は何だということにもなりますので、若干お伺いをいたします。

今、任意、あるいは法定の協議会をつくる。一応12月をめどに進んでいるというのが実情ではないでしょうか。この4町の研究会をなさって、厚岸町の担当者は、12月に任意の協議会をつくりたい、こういう話を研究会の中でなさったが、他の3町の賛成を得られなかった。これは担当者の肉声を聞いたわけではございませんので、新聞報道ではそういうふうに報道をされております。今日の答弁をずっと聞いておりますと、全然その話は出てこないんです。平成17年3月いっぱい、それしか出てこないんです。一体、実際はどうなっているんですか、この点を明らかにしていただきたい。

それから、地方制度調査会の答申の話をしておられますが、私は、これは大変な問題だと思うんです。いわゆる基礎的自治体の要件、これは人口ですよね。いわゆる西尾試案が言っていた問題であって、1万ないしは3万、これははっきりしませんが、そういうものが西尾試案に基づいて盛り込まれるのではないか、こういうようなことのようでありますが、これは、町長、今までありませんでしたよね。

西尾試案が発表された後、全国町村長会と全国町村議長会が一緒になって臨時の総会を開いた。そして、大きく反対を打ち出したわけです。それほど大きな問題で

はないでしょうか。まさに、地方自治、地方の民主主義そのものが殴殺されるような、そういう内容を含んでいるのではないでしょうか。もうそれが決まったらいたし方ないんだというふうな姿勢では困るというふうに思うんです。その点について、明確にお答えをいただきたいということであります。

やっているうちにだんだん熱が入って、時間がたってまいりましたが、次に、長期の財政推計でありますが、町長が最後におっしゃったように、私は、合併に絡んで、合併した場合、合併しない場合、財政のシミュレーション、ぜひやっていただきたい。5年や10年の推計では、合併した場合、これはもう財政的には困らないわけです。困らないようになっているわけでしょう。交付税の算定がえ、合併特例債、こういうものがぶら下がっているわけですから。それを借りてやれば、まず10年はやっていけるわけです。問題は、その後11年目から15年にかけて5年間です。漸次算定がえが減っていくわけでしょう。そして、16年になったら交付税ががっぽり減ると、問題は、そのときどうなるんだということなんです。そうすると、20年間の先を見通して財政のシミュレーションを行わないと、何もならないということでありますよ。そうでしょう。

合併特例債、地方交付税の算定がえについては、これは誤解もあるようでありますが、実際は、例えば2町なり4町なりで合併した場合に、2町なり4町なりがそれぞれ交付を受けている交付税について合算をして、そして、その額を地方交付税を受けるわけです。しかし、地方交付税は減額の方向へ行っていますから、合併した時点と同じ額でずっと行くわけではありません。それは皆さんご承知のとおりです。そして、10年たったら、5年間で低減されて、そしてなくなってしまう。なくなるというのは、特例がなくなるという意味です。

合併特例債はどうなるか。あなた方が財政でおつくりになった、多額の投資を支えた地方債発行、国の政策誘導、合併特例債というのはこれと同じではないですか。地方総合整備債と同じように、起債の充当率は95%、5%は持たなければならないですね。それから、交付税の算入率は70%、30%は持たなければならないんですよ。35%。ここにあるように、地方交付税で誘導されて、住民の要求ももちろんありましたから、あなたがたは、とにかくこれしかなかったわけだから借りましたよね。そして、130億円からの起債残高として残ったわけです。これは大変なわけでしょう。

これと同じようなことが、合併特例債でも起こるのではないですか。そういうことも踏まえて、きちんと財政シミュレーションで、合併した場合、あるいは合併しない場合どうなるのかということを出さなければ、本当の論議にはならないと。議会で特別委員会をつくったわけですけれども、そういうものが出てこなければ、我々が合併についてどう考えるかという点では大変困るわけですから、その点についてお答えをいただきたい。

それから、全国の市町村でいろいろなことをやっております。財政のシミュレーションをやっているところもあります。財政のシミュレーションをやっているけれども、10年間しかやっていないところもあります。いいところだけ見せる。16年以降どうなっていくのかというのは全然見せない、そういうところもあるようであります。私は、合併してよかったところ、失敗したところ、よかったところはあるかどうかよくわかりませんが、そういうものも十分調査研究をなさるということが大変大事だと思うんです。

そういうようなことで、第2回目の質問を終わります。

# 議 長 ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、14番議員の一般質問が全部終了するまで、あらかじめ時間の 延長を行います。

### 議 長 建設課長。

## 建設課長

では、私の方から1点目の町営住宅の関係についてお答えさせていただきます。

質問者が1点目の段階で言われたとおり、公共施設の維持管理という形で、春と秋2回の点検という形で今後は整備していく方向を示した方がいいんではないかと1回言われて、その後やっておりましたけれども、今は、年2回やっても基本的にはそんなに変わらないという形で、年1回の点検報告にさせていただいておりまして、その整備のものについては、緊要度の高いもの、最終的には年次的な計画、スパン、長期にわたってという形ではなってございません。その中では、やはり予算、3カ年での取り組みをしながらの対応を今しているというのが現状でございます。

次に、排水関係でございますけれども、質問者が言われたとおり、排水については2系統ございまして、トイレはまっすぐ行っています。それから、流し汁とふろ

の排水等は、支線から出て本管でまっすぐ落ちていくという形になってございまして、現状的には、図面という形でお示しありましたけれども、昭和54年度建設ではほとんどわかりにくいというか、そういう事情の図面でございます。

そういう形の中で、指摘がありましたとおり、先ほど管の内容の話もございました。給排水を含めてありましたけれども、基本的には、排水については鋼管がすべて使われてございます。それで、特に質問者が言われたとおり、入居者からの苦情等についても、流し汁の鋼管トラップ、においを噴き出さないためのトラップ、そこの部分がどうしても緩んで水漏れが出ているという形で、実際には、本管の対応とか、そういうものについては調べてございません。苦情的には、鋼管であっても、その部分からの水漏れが多いという形の中では、部分部分対応という中ではそういう対応をしているという形で、そこのトラップ部分の修繕だけ行っているという内容でございます。排水はそういうふうになってございます。

次に、給水管の関係なんですけれども、給水管については、鋼管の塩化ビニールの被覆したやつという形で、当然、町長の答弁にもありましたように、その当時の設計指針、そういう形の中ではそういう仕様になっています。 直管等については間違いなくそういうふうに使っていますけれども、その当時の状況では、曲がりの部分、継ぎ手とか、質問者が言われるとおり、その部分については、まだ昭和56年当時の建設に当たっては、その曲がり部分に被覆した、ライニングで巻いたようなものというのはまだ出てなかったという形の中では、仕様的には鋼管の継ぎ手部分を使っています。したがって、長い時間たった中で、その部分から腐食が始まって、さびが一部出てきているのが現状ではないのかと、そういう認識というか、現場の状況を把握してございます。

したがいまして、それらの修繕についてを年次的に計画といっても、先ほど言いましたように、現状での補助事業での改修というのは非常に難しいという中では、 やはり苦情対応という形の中で部分補修を計画的にもっていくのがいいのかという ことを、現在は、現課としては考えてございます。

そういう形で考えてございますけれども、それでは将来的にどうなんだと考えたときには、今、質問者が言われたとおり、最後の話になりますけれども、住宅マスタープランという形の中で、建てかえばかりでなく修繕も含めてどうなんだということも当然議論されていかなければいけない。その住宅マスタープランの中では、

当然町営住宅のあり方ということを、皆さん、町民部会とか、建設部会とか、それらの部会で今議論をしていただいて、今後、厚岸町の公営住宅が、町中居住だとかいろいろなことを含めて、こうあるべきだということのご意見をいただきながら、それらの意見がまとまった住宅マスタープランを受けた上で、最終的には、公営住宅の関係ではストック相互活用計画という形の中で、公営住宅の建設計画とか、建てかえ計画だとか、修繕計画とか、そういうものを計画を立てていかないと、公営住宅の補助をもらっての改修にはなっていかないという現状があります。

したがいまして、当面それらもにらみながら、まずは、やはり苦情あるところについては、部分的であっても、手すりであるとか、そういうやれるものからどんどん改修を、厳しい財政状況でありますけれども、何とかお願いしながら取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、居住者の負担の関係で、管内の本管に行くまでの、蛇口からそこまで行くまでの排水口までの部分ですから、それらについては、入居心得の段階では、そこの部分については当然居住者の責任においてやるという形で、一応入居者の入居心得の中にそういうふうにうたわれてございますので、当然入居者の責任において、年次的に行ってきていると。

それと、費用の負担を把握しているのかという形の中では、申しわけございません、把握してございません。 1件 4,000円プラス消費税ということですから、一応1件当たりの中では 4,000円プラス消費税、 4,200円、その程度の負担で一応行っているということでございます。

いずれにいたしましても、質問者が言われているとおり、計画的な修繕となると、 当然畳とかそういうものについては、退去したときにかえるとかという形で、入居 しながらの整備というのはちょっと難しい問題も。ただ、部分部分の中では、張り 紙とか、壁紙とか、そういう形の中では一応対応はしているのですけれども、そう いうこともございまして、なかなか計画的にいけないという状況もありますので、 ご理解いただきたいと思います。

議長

行財政課長。

行財政課 長

私の方から、合併についてのご答弁をさせていただきたいと思います。

今、質問者がおっしゃいますとおり、合併について、各町では任意、法定協議会 の立ち上げの動きが、毎日のように新聞で報道されているという状況になっている かと思います。また、私ども研究会の中でも、合併を前提としない研究会であったということで、その研究を一歩進めるということは、合併を想定しなければシミュレーション等も組めませんし、いろいろな住民説明に対する内容の状況も示していけないということで、先般の研究会の中で、合併を前提としない研究会だということの、ある町の発言がありまして、私どもとしては、それを一歩進めて、住民説明も含めて、きちんとした情報提供をしていきたいということを、合併を想定したシミュレーションを含めて、内容も含めて組んでいきたいということを議論したところであります。

その中で、協議会というほかの例もありますので、任意であれ、法定であれ、協議会という部分でそういう議論をしている場がありますので、そういう部分でやっていかなければ、これからの合併論議を研究していくことにならないのではないかということで、担当者レベルでは発言をしたという内容になっております。そういうことでございます。

ですから、この研究会を含めてまだ継続しているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この部分をどのように研究していくかということについて、なお詰めがこの4町の中では残っているという内容になってございますので、今回の議会の議論を含めて、私どもといたしましては、一歩進んだ、いろいろな想定をした、相手があることですから、相手がある、4町の枠組みで今やっていますけれども、そういう中で、その内容を研究しながら町民に示していかなければならない。それが任意であれ法定であれ、協議会、名前はどうでもよろしいんですけれども、そういう一歩進んだ研究会が必要だということを厚岸町の立場として申し上げてきておりますし、そういうことでなければ今後の合併論議が進まないというふうに私ども考えております。

それと、おっしゃいますとおり、基礎的自治体の要件 — これは人口要件を大きく指しておりますけれども、町村会、議長会等、反対をしておりますし、地方制度調査会の中間の案も出ておりますけれども、その中で、私どもといたしましては意見を求められておりますけれども、基本的に、この町村会、議長会の行ってきている態度ということについて、厚岸町としても当然そういうふうなことで同調しておりますし、この基礎的自治体の要件については、我々としては、いろいろな報道がされておりますし、注視をしながら物事を、これも1つの基準が示されますと、そ

れに向かって動きをしなければいけないのかということで注視をしているという状況になっているということをご理解願いたいというふうに思います。

それと、合併に絡んで、合併した場合としない場合を含めて、当然これから財政シミュレーションのことを、今質問者からるる話されましたけれども、私どもといたしましても、先ほどの答弁の中で、当面は臨時財政特例債と交付税を含めて、その中のシミュレーションを組みながら、現財政推計を行っているところであります。ですから、合併を含めてシミュレーションというのは組んでいかなければならないだろうと。しかしながら、10年間というのは、先ほども質問者がおっしゃいましたとおり、その中でルール的に守られる部分もありますし、それ以降5年間で激変緩和措置が取られてしまいまして、もとにもどっていくというスタイル。そういうことを考えますと、合併を考えている市町村につきましては、10年の計画をつくっているところもあります。15年後の激変緩和が終わる時点、その段階ですぐ財政状況が見えるわけではありませんから、さらに、今回の厚岸の財政状況をお示ししたとおり、その終わった段階でのさらに3年なり4年の後のことを考えなければ、財政の状況としては明らかにならないというふうには思っております。

しかしながら、この10年、20年という推計となりますと、非常に難しさがあるのも事実であります。ですから、あくまでも仮定の条件を含めてつくっていかなければいけないというふうに思いますけれども、そういう中で、絵にかいたもちにならないような財政づくりをしていかなければならないという財政担当者としての使命も持っておりますので、その辺も含めて、非常に難しさがあるということはご理解願いたい。

ただ、合併をするしないというシミュレーションを、やはりこの時期ですから、 つくっていかなければならないだろう、これは相手も含めて、お互いの合意をもっ てやらないと、秘密裏にやるわけにいきませんので、その辺も含めて、相手の中の 情報の公開もいただかなければいけないし、私どもの町の情報の公開もしなければ いけないという状況がありますので、そういうことで進めていかなければいけない のかと。

それと、今、合併特例債のお話を質問者がおっしゃいましたけれども、おっしゃるとおり、過去における景気浮揚を含めての借金、地方債の発行に伴う財源措置。ですから、この合併特例債については、95%の実質元利償還金、70%という算入率

でございます。そんな意味からすると、35%という裏財源を町としては持たなければいけないということでありますので、それを含めて、ただ合併に進んだから合併特例債を満堂に発行していいということにはなりませんし、十分財政推計の中でるる注視をしながら、事業の厳選をしながらやっていかなければ、後々町の発展に対する禍根を残すものというふうに考えております。

以上です。

議長

14番。

14 番

答弁なさる方は、私は1人でございませんので、今日で5人目ですね。大変お疲れだと思うんですけれども、もうしばらくご辛抱ください。

1つは、私、居住者の人たちとの話し合いというのを大変大事にしていただきたいと思うんです。十分苦情も聞き、町の懐の苦しさも話をしながら、では、どういうふうにやれば一番いいのか。あなた方は、今、協働だ、協働だと機関紙も発行していると。私、カウンターで拝見いたしましたが、あれは大事にしまっておかないで議員の皆さんにも見せてあげてください。書いてあるんだけれども、どこにあるかさっぱりわからないんです。

町民との協働だというふうに言っておられるわけですから、十分に話し合いをして、苦情も聞いて、それに対して町としてどういうふうにしたいのか、この程度ならできるが、これ以上はできない。そういう場合に皆さんとして知恵をかしていただきたいというふうに話を進めて、お互い理解と納得の上でやっていただきたいというふうに思うんです。公住へ行って居住者の話を聞けば、「さっぱり来ない」、

「さっぱり苦情も聞いてくれない」、こういうあれが多いですよ。

それから、排水施設の構造の問題であります。これは、昭和54年の図面があるというふうに言っておりますが、どんな図面かよくわからないが、少なくても予算の審議までに、どういうものか具体的に説明できるような資料を出してください。

それから、排水施設の問題について、居住者の負担について、もう一度ご説明を いただきたいということであります。

それから、排水施設の劣化の問題について、何が原因なのか。もともと耐用年数が来るか、近づいてそういうふうな劣化現象を起こしている、もう掃除もできないような状況になってきているのか、何らかその他の理由でそういう状況になっているのか、その辺のところをきっちりつかんでいただきたい、答弁していただきたい

ということであります。

それから、マスタープランの話はわかりましたが、いつできるんですかというふうにお伺いしているんです。

それから、塩ビのライニング管というのが、鉄管の中にそういうふうにしてある んですね。それでさびどめを行っていると。水道課の話では、曲がり手とあれはそ れができないんでさびが起きるんだという話なんですよ。どうこの話がくい違うん ですか、はっきりしてください。はっきりすればいいんですから、だれもそれが悪 いとか何とか言っているわけでないんで。それで、ほかの梅香町団地以降に建てら れた町住については、そういう点については心配があるのかないのか、それと関連 するから聞いているんです。

それから、マスタープランの話、お答えいただきたいと思います。

それから、合併の問題でありますけれども、合併をしないということでやっているところもたくさんありますよね。矢祭だけでないですから。それを今くどくどと話しても時間がたつだけですからやめておきますけれども。

それと、住宅の方をちょっと落としましたが、手すりの問題については、町長から十分検討して、年次計画なりで実現を図ってまいりたいと、こういうご答弁でございましたので、頭を下げておきます。

合併に戻りますけれども、財政のシミュレーションについては、これは合併する しないにかかわらず、ぜひやっていただきたい。だって、何をやるにしたって財政 が基本ですから。そのときに財政がどうなっているのか、そのことがはっきりしな ければ、すべて絵にかいたもちになるんではないですか。そこのところを心を込め てひとつやっていただきたいと思うんです。

それから、私は、その問題を進めていく上で、議会に — 基本は地方交付税だと思うんです — 地方交付税について十分勉強ができるような資料なり何なりを用意していただきたい。地方交付税の仕組みは、私が言わなくてもおわかりですね。ですから、単位費用なり、あるいは補正計数なり、いろいろありますね。そういうものについて十分理解しやすいような、財政がわかりやすいような、みんなが財政通になるような、そういうものをひとつ出していただきたい。あなた方困るかい、困らないでしょう。お互いに切磋琢磨してやっていくわけですから。(拍手)手たたかれましたのでやめます。

#### 議長

建設課長。

建設課長

公営住宅の関係での修繕関係の中でも、質問者が言われたとおり、居住者等の意見を十分尊重してくれ、大事にしてほしいと、ご指摘のとおりでございますし、私どもも、また近くにそういう話し合う機会、ただ要望だけの聞き取りではなく、当然こちらの方のできない事情等も説明しながら、入居者の方々と懇談し、今後とも修理についてはそういう対応をしてまいりたいと考えております。

それから、排水施設の関係でございますけれども、非常にわかりにくい図面ですけれども、昭和54年のやつですからこれしか残ってないので、この中で判断するしかないんですけれども、これはお示しできます。ただ、この設計仕様の中では、先ほど言いましたように、全体的な仕様書の中では、塩化ビニールライニング鋼管仕様という形になってございます。なっていますけれども、先ほど言いましたように、現在使われているそのもの、その当時では、継ぎ手部分と曲がり部分は鋼管でしかないという形でございます。

ただ、これも、水道協会では平成11年からはそういう新しいものができていると言いますけれども、私どもの担当の方では、当然、奔渡や何かについても、その当時はどうかという形と、現場的には把握できていない部分がございますけれども、今後はそういうかなり年数がたっているところについても、チェック、確認はした上で、苦情とかが来てから対応するのではなく、そういう面についても事前にチェックはしておきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、排水施設の劣化の原因という形の中では、当然、今、出ている部分というのは、あくまでも居住者が利用している部分の蛇口から本管に行く途中の部分ですから、どうしてもその部分だけの話ですから、本管そのものというのはチェックしてございません。したがって、居住者の利用している範囲の中でしか、それが特にトラップの下の部分から一番水漏れが出ているという形までは聞いてございます。

それから、劣化の状況についても、質問者が言われたとおり、うちらの方も、そ ちらの人の方からも、一応そういう事情というのは確認してきています。ただ、そ れが、部分部分で個人の責めに帰するものではなく、ある程度全体になってきてい るという状況ですから、当然全体的な年数経過の中で改修が必要ではないのかとい う形で理解してございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、マスタープランについては、今年度なんですけれども、最終年度は2 月にでき上がる形で、今スケジュールを組んでやってございますので、ご理解いた だきたいと思います。

ということでよろしくお願いします。

議長

行財政課長。

行財政課 長

財政シミュレーションに対しての再度の答弁を申し上げたいと思います。

先ほどの答弁にも申し上げましたけれども、非常に難しい問題であるというふうには認識しております。ただ、このシミュレーションを考えるときに、今、ほかの町で進めている法定協議会とか任意協議会でやっているシミュレーションの手法ということを研究しなければならないというふうに思っていますので、するしないにかかわらずと言いましたけれども、これは合併議論の中に、やはりシミュレーションを考えていかざるを得ないのかというふうに、それについてはご理解願いたい。

なお、そのスパンの関係も含めて、これからの部分につきましては、議会の中でも特別委員会が設置されてございますので、その中でご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、地方交付税の関係の勉強できる資料ということでございます。普通交付税と臨時財政特例債で、国は、基本的には財源を保障しているという状況にありますけれども、厚岸町の状況を見てまいりますと、国はプラスにしているんですと言っていますけれども、プラスマイナスしてみるとマイナスになっている。そういうことも含めて、この情報はきちんと提供してまいりたいと思いますけれども、地方交付税制度自体、我々が単位費用だとか補正計数編を見て分析しているんですけれども、非常に難解な部分はあります。分析不可能な部分も中にはありますので、できる限り、我々のわかる範囲の中で、共通の認識を持っていただくという意味では、この資料をつくっていくような形で努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

議長

本日の会議はこれにて延会いたします。

延会時刻17時15分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年9月16日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員